

第25期第9回第一部会協議②資料

国際比較と学術会議の初期のあり方から見た
ナショナル・アカデミーの形と役割について

1

ナショナル・アカデミーについて

• この問題について全般的に語れる専門家はいない
⇒なので、日学の過去の報告書(2003)に加え、昨年の内閣府の調査を利用した「米英独仏アカデミー調査」(4月17日総会で報告)作成
さらに、日本学術会議のデータも追加、各国に追加調査も行う予定

• 考察の視点

- 歴史的経緯による多様性
- 役割の多様性
- 欧州(17世紀創設、非国家組織)、アメリカ(19世紀創設、非国家組織)、そしてそれ以外(20世紀創設、国家組織が多い)

2

日学のスタンス

令和4年2月1日

総合科学技術・イノベーション会議「日本学術会議の在り方に関する政策討議取りまとめ」(令和4年1月21日)について(会長メッセージ)

政策討議の場で日本学術会議側から繰り返し説明したように、各国のアカデミーはそれぞれの国の歴史的経緯を伴った学術に関する「生態系」の構成要素であり、その在り方の特性もそれによって規定されています。したがって、「生態系」全体を視野に入れて考察することなく、その構成要素の一つであるアカデミーだけを取り出して海外のそれと比較してみても、生産的な結論は生まれません。取りまとめが求める理想的なアカデミーの在り方とその実現に向けた方策の検討のためには、日本の学術全体を見据えた長期的かつ総合的な議論の場が必要であると考えます。残念ながら今回の政策討議はそれを行える場ではありませんでしたが、そのような議論の場が設定されるのであれば、我々はそこに参加する用意があることを付言します。

3

日学のスタンス

第187回総会声明 2023年4月18日

もとより、アカデミーの設立に際しては、それぞれの国の歴史や社会、法制度を踏まえたうえで、先に述べた5要件を実現していくことになり、その姿は多様になります。われわれは、この点も踏まえたうえで、日本における「より良き」アカデミーのあり方についての報告書を取りまとめ、その実現に取り組んでいます。このような考え方のもとでわれわれは政府に対して、今回の拙速な法改正の提案をいったん取りやめ、日本学術会議のあり方を含む学術体制全般の包括的・抜本的な見直しのために、幅広い関係者の参画による開かれた協議の場を設けることを求めているのです。今回の法改正を「日本の学術の終わりの始まり」にしてはならないと考えるからです。

4

機能の分類

栄誉・顕彰機能／助成機能／普及・啓発活動／(議会・政府への)科学的助言機能／国際活動／研究機能

日本学術会議：Science Council of Japan(1949)
日本学士院：The Japan Academy(1947,帝国学士院1906,東京学士会院1879)
日本科学振興協会：Japanese Association for the Advancement of Science(2022)

Royal Society(1660)
The Royal Institution of Great Britain(1799)
BAAS: British Association for the Advancement of Science(1831)
⇒British Science Association(2009)

National Academy of Sciences(1863)
National Research Council(1916)
AAAS: American Association for the Advancement of Science(1848)

参考

代表／振興／助言

国家規模で研究者コミュニティを代表する団体の最初期のものは、1822年に作られたドイツ自然探査者医師協会(GDNÄ)であろう。それをモデルとして英国科学振興協会(BAAS)や米国科学振興協会(AAAS)が現れた。(伊藤憲二)

【アカデミーは各国の歴史的経緯と不可分】

米英独仏のアカデミーと比べると、日本だけが政府機関であることは確かであるが、設置形態はそれぞれの国の歴史的経緯を反映していると考えられること(先進国のアカデミーの多くは近代国民国家体制が整う前から存在しているが、日本のアカデミーは19世紀の「上からの近代化」に伴って始まった西洋学術の受容と制度化とともに生まれたという経緯が影響しているとみられる)。

懐徳堂 (1724)

大阪の豪商が出資、三宅石庵を学主に迎えて設立された学問所
1726年、幕府から公認され、官許学問所に
運営の財政面は町人によって賄われ、「町人の学校」と呼ばれる
明治政府により、諸役免除などの特権を廃止され、1869年にいったん廃校

米英独仏アカデミー調査から読み取れること

第187回総会資料4

米英独仏アカデミー調査

【組織の独立は財政の独立を意味しない】

科学的助言については米独のアカデミーが政府資金によって行っているように、政府から組織的に独立していることが、財政面での独立を意味するのではないこと(政府からの資金を得ていることと、政府の指揮下に入ることは同じではないという不文律の存在)。

⇒ 第187回総会声明 2023年4月18日

17世紀にヨーロッパ各国でアカデミーが設立されて以来、学術の健全な発展のためには時の権力や宗教の介入を遮断することが重要という認識がはぐくまれてきました。そしてその際に考えられていたことは、政府などの権力から独立し、自律的に発展する学術がもたらす多様な見解によって、われわれの社会や世界の理解が豊かになり、そのことを通じて人類の福利への貢献が期待できることでした。学術は学術固有の時間軸のもとで編み出された論理と判断によって正当とされる見解を生み出します。この独立と自律を旨とする営みとしての学術を社会の中に備えること、これは文明の作法ともいふべき事柄です。

【科学的助言作成に政府は介入しない】

科学的助言に関するアカデミーと政府や議会との関係は国ごとに異なる部分があるが、最終的な助言内容については、政府から独立して作成されることが必須という点は共通であること(科学的助言の作成に政府が介入することはない)。

9

【政府は科学的助言に拘束されない】

政府はアカデミーの助言に拘束されない(履行する義務がない)という点は各国共通であること

科学者の行動規範(改訂版) 2013年

(科学的助言)

12 科学者は、公共の福祉に資することを目的として研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、科学者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。また、科学的助言の質の確保に最大限努め、同時に科学的知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明する。

(政策立案・決定者に対する科学的助言)

13 科学者は、政策立案・決定者に対して科学的助言を行う際には、科学的知見が政策形成の過程において十分に尊重されるべきものであるが、政策決定の唯一の判断根拠ではないことを認識する。科学者コミュニティの助言とは異なる政策決定が為された場合、必要に応じて政策立案・決定者に社会への説明を要請する。

10

【会員選考に政府は介入しない】

会員選考に関して政府が関与する事例は皆無であること(選考諮問委員会のようなものの存在は認められない)。

11

【会員の任期があるのは日本のみ】

日本以外のアカデミーの会員は終身制であり、会員選考はほぼ会員補充に近いこと、会員数の10%以下の会員数補充が通例であること(日本は半数改選、任期6年、定年70歳)。ある一定の年齢(例えば75歳)を迎えた会員と死亡した会員の補充という手法が取られている。

⇒コ・オプテーション方式が半数改選の場合にも有効かどうかという論点
はあり得る。

12

【アカデミーが担う活動を踏まえて予算は比較すべき】

日学の予算は英米に比べるとかなり少額であるが、奨学金や助成金にどの程度の予算が費やされているかなどを勘案して検討する必要がある（日本学術会議にはこれらの機能はない）、単純比較はできない。

13

【アカデミーが担う活動を踏まえて職員数などを比較すべき】

日学事務局の職員には学位取得者がほとんどおらず、また、職員数は米英独と単純に比較して少ないが、アカデミーの果たす役割や設置形態等が日本と他国で異なるので、職員数の単純比較には慎重であるべき。

14

【議会への助言】

各国のアカデミーは議会への助言機能を有しているが、日本学術会議にその機能はない。日本の場合、議会との関係については改めて検討すべきであろう。ちなみに、例えばアメリカの場合、アカデミーは議会のチャーターで設立されているため、大統領府はアカデミーに諮問することではなく、独自の委員会を持っている。

15

5要件

日本学術会議の基本認識は、「5要件を満たす学術組織を、その国の法体系や政治制度の中でどのように実現すべきか」という問題が根本的である、というものである。国の機関にするか否かは、その手段として考察されるべきであり、ヨーロッパのように近代国家成立前から存在した学術団体と、西洋化の圧力のもとに近代化をしていった地球上のほとんどの国々の学術団体とは、事情が大いに異なることに留意すべきである。

ナショナルアカデミーに必要な5要件

- ①学術的に国を代表する機関としての地位
- ②そのための公的資格の付与
- ③国家財政支出による安定した財政基盤
- ④活動面での政府からの独立
- ⑤会員選考における自主性・独立性

16

おまけ 欧米日中の人口

	19世紀初頭	19世紀末		19世紀初頭	20世紀初頭
江戸	100万人	98万人	日本	2800~3000万人	5000万人
ロンドン	86万人	380万人	アメリカ	531万人	7600万人
北京	90万人	100万人	ロシア	2500万人	12000万人
パリ	54万人	230万人	イギリス	1050万人	4000万人
ニューヨーク	6万人	130万人	ドイツ	2800万人	6000万人
			フランス	2700万人	4000万人

17

各種資料

- 日学 国際協力常置委員会 各国アカデミー等調査報告書 2003年
- 小森田秋夫 日本学術会議会員の任命拒否 花伝社、2021年
特に、第一章そして、第二章の4
- 伊藤憲二 学術会議の問題、安易な「民営化」が解決策にならないと言える理由 (<https://gendai.media/articles/-/76358?imp=0>)

18

学術会議会員はどうやって「公務員になったのか」

19

I. 戦前期の制度化とそこからの経路依存性（継承と断絶）

- ① アカデミーの果たす諸機能に即した諸機関の分立体制
 - 1) 学士院
 - 2) 学術研究会議
 - 3) 学術振興会
- ② 法文化・政治文化としての学術機関の位置づけの問題
- ③ 組織形態等における「学術研究会議管制」からの形式的継承性

20

II. 学術体制刷新委員会の議論

- ① 法と規則の二系統の併存
日学法等→「法的根拠のある存在としての設置」
「経費の全額国庫負担」
「権威づけ」
会則等 →「国家的な法令でないもの」「自主的なもの」
- ② 内閣総理大臣所轄→「現在の行政機構を前提」
- ③ 日本学術会議と日本学術会議事務局の区別
日本学術会議→「プライベートの団体」
事務局→「正式の官吏をもって組織」
↓
「国の機関」としての性格と「学者の自律的団体」としての性格

21

III. 国会議員兼職問題と会員の身分問題

- ① 発端としての4名の参議院議員の兼職問題
田中耕太郎
高瀬荘太郎
堀 眞琴
羽仁 五郎
- ② 国会法第39条
「議員は、内閣総理大臣その他の国务大臣、内閣官房長官、各省次官及び別に法律で定めた場合を除いては、その任期中中国または地方公共団体の公務員と兼ねることができない。但し、国会の議決に基づき、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、参与その他これに準ずる職務に就く場合は、この限りではない。」

22

III. 国会議員兼職問題と会員の身分問題

- ③ 会員からの反発
平野義太郎「普通のいわゆる行政権をもった行政官じゃない」
堀 眞琴「公務員ではない」「積極的決議を」
羽仁 五郎「日本学術会議の会員は独立の性質を持っている」
- ④ 我妻副会長の説明
「日本学術会議をつくる法律をつくることから既に日本学術会議の性格が問題になりまして、一方独立して任務を行うと言っているが、しかし内閣の所管であり、かつ国家の金で働いているというので、関係方面の方々にはちょっと性格が了解できないものであったらしい。しかし日本の現状からこういうことが必要だというので了解を得ました。」

23

III. 国会議員兼職問題と会員の身分問題

- ⑤ 会員の身分に関する第六委員会設置
- ⑥ 第六委員会報告書「日本学術会議会員の身分に関する意見書」
「国家公務員法にいう国家公務員ではないと考える」
「科学者の互選による会員の本質的には私的な共同団体」
「国家的必要性に鑑みて……国家的、経済的助成」
- ⑦ 会員身分に関する人事院決定（昭和24年3月30日）
「内閣総理大臣の所轄に属し、且つ、事務局が置かれる国の機関」
「国家公務員法……の規定により特別職に属する」

24

III. 国会議員兼職問題と会員の身分問題

- ⑧ 第三回総会（昭和24年4月）における態度
亀山会長「身分を決定する権能を持っているのは人事院」
我妻副会長「この理由はいずれも承服し得ない」
「争うことはいたしません」
しかし、抗議の姿勢は維持する
- ⑨ 国会議員兼職問題の「解決」
人事院の決定を受けて衆参両院の決議、これにより兼職可能に

25

IV. 延長戦としての特別職給与法

- ① 特別職公務員給与法案における学術会議会員の規定
日本学術会議法第七條第三項、会員への手当支給規定を削除
会長、副会長は「やむを得ない」、反発する意見
- ② 第四回総会（昭和24年4月）の内閣総理大臣宛決議
給与法に日本学術会議会員について規定しないこと
日学法第七條第三項を手当支給の根拠法として残すこと
- ③ 特別職給与法は12月に成立

26

V. 総理府設置法案における日本学術会議の位置づけ

- ① 第6回運営審議会（昭和24年4月25日）
「日本学術会議を総理府の附属機関とすることは会議の独立性を犯すきらいがある。… …学術会議本来の性質から見て妥当でないことはいうまでもないのみならず、かような法律が制定されると将来種々の不都合がないとも限らない。ESSのケリー博士（代理）もこの点を憂慮している。」
「総理大臣の所轄に属するものをすべて総理府設置法の中に指示しなければならないとすれば、「日本学術会議事務局」だけを附属機関として掲げておくのがよい」
- ② 総理府設置法（昭和24年5月31日）
第二節「附属機関」とは区別して第三節「機関」をおき、第三節に含まれるのは日本学術会議について定めた第十六條のみ。
Cf. 科学技術行政協議会は第15条「その他の附属機関」に位置づけ

27

12-7

日本学術会議の改革について（声明）

昭和56年10月23日

第83回総会

本会議は、日本の科学者の総意を代表し、「科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させる」（日本学術会議法第2条）という目的のために「(1)科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること、(2)科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること」（同、第3条）という職務を政府から独立して行うこととされている。

我々は上述の職務の遂行に努力してきたが、基盤とすべき科学者からの遊離など種々反省すべき点も少くない。

本会議創立以来30有余年の間における日本及び世界の学問の進歩はいちじるしく、それに伴つて科学者数の増加と専門分野の細分化、学際化もまた急速に進んでいる。他方、本会議設立当時には存在しなかつた各種の科学技術行政機構があいついで設置され、複雑さを増してきた。これらの機構が有機的に機能しないまま推移するならば、将来の科学及び技術の進歩に対応できないおそれすらある。

このような事態のなかで本会議が国民の期待にこたえ、科学及び技術の進歩に寄与しうるための自主的改革を行う必要は増大している。近時、本会議の早急な改革を迫る動きが政府側に見られ、科学者はもとより広く国民も本会議がその使命を達成するために自主的改革を断行することを求めている。

本会議はかねてから、組織・運営上の改革，改善について検討を加え，現行法の下で，且つきびしい予算の範囲内で，可能なものについては，その実現に努めてきた。しかしながら法改正等を伴う抜本的な機構改革については，問題の多面性，複雑性もあつて，いまだ成案を得るまでに至らなかつた。我々は4月の第82回総会において，本会議の抜本的改革の実現を図ることを今期の重要課題として設定し，その作業をつづけてきたが，諸般の状況にかんがみ，これを急速に進めたいと考えている。

我々は改革の方向が，選挙によつて選ばれた科学者による本会議の目的と職務を達成するために科学者との結びつきをいつそう強化すること。情勢に合わなくなつた内部組織と選挙規定を改めること。また，政府と本会議との関係をよりよい方向に改善すること。などの諸点にあると考える。

我々は全力をあげてこの課題に取り組み，遅くとも来年4月の総会までに可及的に具体的な案を作成する決意である。このためには，広く科学者や学協会の意見の反映を必要とするので，積極的な支援を要請する。

また，対外的な面の改革，改善には，本会議と行政官庁との関係の緊密化が重要な点であり，改革案の作成およびその実現については政府の積極的な協力を期待する。

ここに本会議の決意を改めて明らかにし，各方面の理解と協力を訴えるものである。

日本学術会議法の一部を改正する法律案について
(声明)

昭和58年5月19日
第89回総会

目下国会において審議中の「日本学術会議法の一部を改正する法律案」(以下「改正法案」と略す)は、本会議の組成形態を根幹から改変しようとするものであるにもかかわらず、事前に本会議の同意を得ることなく政府が性急に国会に提出し、本会期中の成立を企図しているものである。このような手続き自体、すでに本会議の独立性と自主性をおかすものといわざるをえない。

さらに、「改正法案」の内容についていえば、(1)改正理由と改正の骨子との関係が判然としないこと、(2)「改革要綱」の会員選出制度をしりぞけて全面推薦制をとる積極的利点が明示されていないこと、(3)本会議の独立性の制度的保障であり、その存在理由を左右する公選制が全く否定されていること、(4)23万の有権者の意向をほとんどきくことなくその選挙権、被選挙権を失わしめること、(5)内外に対する科学者の代表機関である本会議が、学会連合に変質するだけでなく、科学者の自主的組織である各分野の学会、協会の内外に不測の混乱をもたらし、健全な学会活動が阻害される危険がある。(6)ことに、分野によっては、たとえ本法案が成立したとしても、それによる会員選出制度の骨格をなす学会、協会による会員推薦制度が実施困難ないし不可能に陥るおそれがあること、など重大な問題点をはらんでいる。

すでに本会議をはじめ、国会等に対し、要望、声明等の形式で、多くの学会、協会、多数の科学者から反対の意志が寄せられているが、本会議としてはこれらに対し真剣に耳を傾けるべきである。

われわれは、日本学術会議創設の由来と原初の精神、創設以来の歴代会員の努力のあとを想起し、かつ、科学者、学会、協会、また広く国民に対する社会的責任の自覚のうえに立って、「改正法案」は本会議の存在理由をおびやかす、目的、職務の遂行に重大な疑義をはらむものと判断せざるをえない。

政府および国会は、本会議の意のあるところを十分汲みとられたい。

日本学術会議の自己改革案について

平成11年10月27日

要 旨

20世紀において科学技術は目覚ましい進歩を遂げてきた。それによって、人類はその活動水準を高めたが、その反面では新たな問題に直面している。それらの問題の多くは、個々の学術領域を超えた俯瞰的な視点で取り組むことを必要としている。したがって、人文・社会・自然科学の全分野を総合する日本学術会議は、学術の立場からの検討を要する幅広い課題にこたえることを、社会から期待されている。

創立以来50年にわたり、日本学術会議はわが国の科学者の内外に対する代表機関として、学術の発展に寄与し、評価されるべき数々の成果を挙げてきた。しかし、様々な課題が待ち受ける21世紀を迎えるに当たり、その組織と活動について自主的に点検・評価を行った。その結果を踏まえて、問題点を速やかに克服して新たな出発をするために、現行の日本学術会議法の下で実行可能な改革の具体策を検討した。

日本学術会議は、学術の向上発達を図り、学術の社会に対する責任を果たすことを目標とする。その中で、今後の活動で特に力点を置くのは、俯瞰的視点から取りまとめる科学的知見を日本の行政、産業、国民に提供すること、及び国際学術団体への情報の発信を通じて、現代世界における学術の進歩を先導することである。そこで、これらの目標を実現するために、(1)組織・運営、(2)説明責任と情報発信及び対外的連携、及び(3)会員・研究連絡委員会委員にかかわる具体策を提示した。

(1) 組織・運営に関しては、日本学術会議のもつ潜在力を顕在化するために、社会のニーズに役立つような審議の方向の見直し、新たな課題への機動的な対応、ボトムアップ機能の強化、審議体制の効率化、成果のタイムリーな公表、新たな学術領域の開拓などを提示した。

(2) 説明責任と情報発信及び対外的連携に関しては、日本学術会議の活動状況と成果を国や社会に説明し、合わせて外部機関・組織との連携を強化するために、政府・国会を始めとする関連機関・団体への審議結果の伝達、登録学術研究団体(学協会)・科学者一般・国民への情報公開、そして内外の機関・団体との情報交換の推進などを提示した。

(3) 会員と研究連絡委員会委員に関しては、日本学術会議の調査審議活動に寄与できる科学者が、会員・研究連絡委員会委員として選出・選任される仕組みを検討し、いくつかの具体案を提示したが、その中には、男女共同参画社会に向けて第一歩を踏み出すための積極的改善措置も含まれる。

日本学術会議は、これらの改革によってカウンスル機能及びアカデミー機能を積極的に発揮し、21世紀における知識集約型の知性国家としてのわが国の繁栄と人類の持続可能な発展に、学術の立場から寄与するように努める。これによって、「わが国の科学者の内外に対する代表機関」にふさわしい外部評価が日本学術会議に与えられることを期待する。

目 次

1. はじめに：日本学術会議の改革に向けて	1
2. 組織	1

3. 活動状況	2
4. 現状の問題点	3
(4. 1) 組織・運営にかかわる問題点	3
(4.1.1) 審議結果の価値	3
(4.1.2) 課題の選択に関する柔軟さ	3
(4.1.3) 部横断的な組織の効率性	3
(4.1.4) ボトムアップ機能の働き	4
(4.1.5) 予算及び事務スタッフ	4
(4. 2) 説明責任と情報発信にかかわる問題点	4
(4.2.1) 関連機関・団体	4
(4.2.2) 登録学術研究団体	4
(4.2.3) 科学者一般と国民	4
(4.2.4) 対外的連携	4
(4. 3) 会員及び研究連絡委員会委員にかかわる問題点	4
(4.3.1) 現行の会員選出方式の問題点	4
(4.3.2) 女性科学者の参加割合	5
(4.3.3) 研究連絡委員会委員の選任	5
5. 改革の方向と具体策	5
(5. 1) 組織・運営にかかわる改革	5
(5.1.1) 審議の方向の見直し	5
(5.1.2) 運営審議会附置企画委員会の設置	6
(5.1.3) 部横断的組織の見直し	6
(5.1.3.1) 常置委員会の再編成	6
(5.1.3.2) 臨時(特別)委員会の機動的活用	6
(5.1.4) 研究連絡委員会の活性化	7
(5.1.5) 予算の増額と事務スタッフの拡充強化	7
(5. 2) 説明責任と情報発信及び対外的連携にかかわる改革	7
(5.2.1) 広報室の設置	7
(5.2.2) 地区会議の活性化	8
(5.2.3) 登録学術研究団体との連携の強化	8
(5.2.4) 外部機関・組織との連携	8

(5.2.4.1)総合科学技術会議との連携	8
(5.2.4.2)日本学術振興会との連携	8
(5.2.4.3)国際学術団体及び海外の学術団体との連携	9
(5.3) 会員及び研究連絡委員会委員にかかわる改革	9
(5.3.1)会員候補者及び推薦人の選出方法の情報公開	9
(5.3.2)会員候補者の条件	9
(5.3.3)男女共同参画社会に向けての積極的改善措置	9
(5.3.4)研究連絡委員会委員の選任方法の改善	10
6. むすび	10

1. はじめに：日本学術会議の改革に向けて

日本学術会議は、昭和24年1月に、「科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与する」ことを使命として設置された。これは、学術に対する、そしてまた日本学術会議に対する国家的な重視と国民の特別な期待を示すとともに、わが国が科学立国を目指すことを内外に宣言したことを意味する。

この趣旨は、21世紀を目前にした現在においても、正当なものである。しかしながら、学術研究の新しい様式、学術と社会の新しい関係の構築への胎動に伴って、日本学術会議には、今や、学術研究の自由と主体性を尊重しつつ、現代社会で生起する複雑かつ多面的な問題を予見し、探知して、社会に対して行動規範を提供するという新たな学術的課題に向けて、積極的な役割を果たすことが求められている。

そこで、日本学術会議は、既に個別の学術領域(専門分野)の進展に寄与するだけでなく、超領域又は領域間の連関構造を俯瞰的な視点から捉えることの重要性を指摘し、この視点に立って、地球環境、エネルギー、資源、食糧、各種の社会システムの改革などの問題から生命科学の発展と生命倫理の問題まで、諸事実間の因果の連鎖を包括的に検討する活動を重視してきた。

この間、社会の新たな要請に積極的にこたえるために、日本学術会議は、創立以来50年にわたるその活動実績を顧みて、自己改革に向けて真剣な論議を重ねてきた。その中には、日本学術会議における「代表性」の意味、すなわち、日本学術会議会員は学術研究におけるいかなる組織体制上の立場を代表するかとの問題や、会員選出方法の見直し問題をめぐる議論もあった。それらの議論を基礎として、ここに自己改革プランを作成した。

以下では、まず、日本学術会議の基本的性格とその存在意義を確認する。ついで、その組織の特徴と活動状況を示す。さらに、現状について自己点検・評価を行い、本来あるべき姿に照らしての問題点を洗い出す。その上で、それらの問題点を克服して新たな出発をするための改革の具体策を提示する。

自己改革に向けての具体策を実行することにより、日本学術会議は、わが国の人文・社会・自然科学を総合する登録学術研究団体(学協会)の中核として、21世紀におけるわが国の繁栄と地球人類の共存に学術の立場から寄与することに努める。このことが、日本学術会議に「わが国の科学者の内外に対する代表機関」にふさわしい外部評価をもたらすものと期待したい。

2. 組織

日本学術会議の210人の会員は、当初は科学者の直接選挙により選出されていたが、昭和60年(1985年)以降の新しい制度の下では、登録学術研究団体の推薦を受けて、一期3年、9年を限度として選出され、内閣総理大臣によって任命されてきた。

日本学術会議の最高意思決定機関は総会であり、それは通常年2回招集される。そこで、日本学術会議の運営に関する事項を審議し、経常的な事項を処理するために、運営審議会が設けられ、原則として毎月1回開催されている。

会員は、人文・社会科学部門から自然科学部門に及ぶ専門分野に応じて、7つの部のいずれかに所属するので、部会が日本学術会議における縦の組織の基軸をなしている。一方、常置委員会及び臨時(特別)委員会は、すべての部からの代表が委員として調査審議に参加する点で、部横断的な組織である。こうして、日本学術会議は、縦と横の組織を活用することによって、個別の学問領域にかかわる問題だけでなく、複合的な学問領域にかかわる問題についても取り組むことができる。

以上は、主として会員を中心とした調査審議の組織であるが、これらのほかに180を数える研究連絡委員会が研究の領域及び重要な課題ごとに置かれている。研究連絡委員会は日本学術会議を特徴付ける独特な調査審議の組織であり、そこには会員及び1,200余りの登録学術研究団体から選ばれた委員、延べ2,370人が参加している。また、研究連絡委員会には専門委員会を設置することができ、延べ763人の研究連絡委員会委員が同時に専門委員会委員として活動している。さらに、研究連絡委員会あるいは専門委員会の下に、それぞれ特別な事項を審議するために設置される小委員会には、親委員会の委員ではない1,010人の科学者を含む、延べ1,435人の委員が参加・協力している。この意味で、研究連絡委員会は、登録学術研究団体を通じて全分野の科学者と連携して、様々な課題について広く学術からの意見を集約する機能をもつ重要な組織である。

研究連絡委員会には、それぞれの部の学術領域にかかわるものと、複数の部にまたがる複合的な学術領域にかかわるものがある。それらは、全体として、それぞれの専門分野の向上・発展や、萌芽的な領域を含む新たな学術領域の開拓に関して、研究の現場と直結した学術的な検討の場である。

また研究連絡委員会の多くは、国際学術団体に対する国内委員会として、わが国の学術研究団体が国際学術団体に対応するに当たっての中核的組織でもある。

3. 活動状況

このような組織をもつ日本学術会議は、国内的及び国際的な活動を通じて、学問・研究の自由を基礎とした学術そのものの進展を図り、学術の視点から取りまとめた見解を行政に伝達するとともに、産業及び国民生活の向上に寄与することに努めてきた。その方法としては、勧告、要望、声明、対外報告など文書によるものと、公開講演会・シンポジウムの開催などがある。

その中で、国内的な活動の最近の成果としては、科学の進展に応じた新たな研究方法論として、第16期(1994～1997年)では「戦略研究」、第17期(1997年～)では諸科学の均衡のとれた発展を目指す「俯瞰型研究」や、その基盤となる新たな研究理念として「モデル研究論」が提示された。

また、第16期には「脳科学研究の推進について」と「計算機科学研究の推進について」、そして第17期には「地球圏・生物圏国際協同研究計画(IGBP)の促進について」の勧告がなされたが、それらは、わが国の研究を世界の先端的な水準に高め、あるいは気候の変化や環境の問題など全地球的規模の問題についての国際学術協力事業におけるわが国の貢献度を強めるのに役立つものである。

国際的な活動としては、日本を代表して国際科学会議(ICSU)を始めとする主要な国際学術団体と密接な学術交流を進め、わが国及び世界の学術の発展に寄与してきた。具体的には、わが国で開催される国際会議の主催や後援、海外で開催される学術関係の国際会議への代表の派遣、二国間学術交流事業、そして国際学術協力事業の推進などが含まれる。

国際面で特筆すべきことが二つある。その一つは、日本学術会議の発議により、平成5年以来、毎年東京で開催されてきた「アジア学術会議」が、一層強固な組織に再編成され、平成13年からは開催地も各国の持ち回りになったことである。これは、日本学術会議がアジア諸国間での学術交流の推進・強化に果たした重要な成果といえる。

もう一つは、世界約80か国のアカデミーのフォーラムである「インターアカデミーパネル(IAP) 2000年会議」を、日本学術会議がホストとして平成12年5月に東京で開催することである。これは、環境、エネルギー、資源、食糧、人口など、地球規模での対応を求められる課題に関して、日本学術会議の積極的な姿勢を示すものである。

これらの活動を通じて、日本学術会議が学術の世界で日本を代表する総合的組織であることは、すでに確立されているが、今後更にわが国の学術の進展を図ることによって、世界とアジアの国際学術交流及び国際学術協力事業において、一層重要な寄与をすることを目標としている。

4. 現状の問題点

このように日本学術会議は、国の内外にわたり学術活動を遂行し、一定の成果を挙げてきたが、それらの成果が社会に対して常に大きなインパクトを与えてきたとはいえない。そのことを謙虚に受け止め、日本学術会議の組織と活動について、自主的な点検・評価を進めた結果、(1)組織・運営、(2)説明責任と情報発信及び対外的連携、そして(3)会員及び研究連絡委員会委員について、次のような問題点があることを認識した。

(4.1) 組織・運営にかかわる問題点

(4.1.1) 審議結果の価値

各省庁の審議会が増えてきたこともあって、政府の日本学術会議への諮問は減少し、また政府に対する日本学術会議からの勧告の件数も少なくなっている。これに関連して、日本学術会議の審議結果が、行政的に十分に役立ち、また産業や国民生活にとって非常に有用であったとは必ずしも言えない。

(4.1.2) 課題の選択に関する柔軟さ

日本学術会議は取り組む課題の選択に関して、必ずしも柔軟ではなかった。例えば、1期3年の期の初めに特別委員会の課題と委員が決定されると、期の途中で緊急に対応することが必要な別の課題が出てきても、手続き上それに取り組むことが必ずしも容易ではなかった。

(4.1.3) 部横断的な組織の効率性

日本学術会議は、様々な社会的な問題のうち、学際的に検討することが必要な課題に取り組んできたが、人材の配置と調査面の制約で、部横断的な組織が必ずしも効率的に機能しなかった。

(4.1.4) ボトムアップ機能の働き

研究連絡委員会は、狭い意味での「研究連絡」だけでなく、広く科学者の意見を集約する機能をもつものであるが、委員会の数、委員の定数等の制約で、新たな研究連絡委員会の立ち上げの困難さ、調査審議活動の予算的裏付けの乏しさ、特別委員会との連携の欠如などにより、そのボトムアップの機能が十分には働かなかった。

(4.1.5) 予算及び事務スタッフ

日本学術会議の組織・運営にかかわる予算及び事務スタッフについては、相応の措置がなされてきたが、日本学術会議の機能をより一層充実するには、誠に不十分といわざるをえない。

(4.2) 説明責任と情報発信にかかわる問題点

(4.2.1) 関連機関・団体

日本学術会議の特別委員会や研究連絡委員会による对外報告は、政府の関係各省庁には配布されてきたが、国会その他の関連機関・団体に有用な情報として伝達する仕組みを欠いていた。特に、对外報告の取りまとめと公表が期末に集中する時には、必ずしも的確に伝達されない場合もあった。これは、对外報告の学術的な水準の高さに照らして大きな社会的損失でもあり、レビュー機能を充実することが必要である。

(4.2.2) 登録学術研究団体

個々の会員及び研究連絡委員会委員は、関係する登録学術研究団体と様々な機会に連絡を取ってきているが、学術情報の集約機能を強化するためにも、日本学術会議の側から登録学術研究団体との連絡を一層密にすることが必要である。

(4.2.3) 科学者一般と国民

『学術の動向』などの出版物の発行、報道機関に対する広報活動、講演会・シンポジウムの開催などによって、日本学術会議の活動の実情やその意義が次第に知られてきたが、科学者一般や国民の関心を引き付けるほどには至っていない。

全国7つの地区ごとに地区会議が設けられてきたが、地区によっては、その地区に居住するか勤務地をもつ会員も、研究連絡委員会委員もいない部があり、地区会議の運営を困難にしている。

(4.2.4) 対外的連携

国の内外の機関や団体との情報交換及び連携に関して、日本学術会議の側で能動的な姿勢が出てきたとはいえ、未だ不十分である。特に国際学術団体との連携の仕方について、もう一段の工夫の余地がある。

(4.3) 会員及び研究連絡委員会委員にかかわる問題点

(4.3.1) 現行の会員選出方式の問題点

現行の会員選出方式には、登録学術研究団体(学協会)を基盤とする利点があるが、その方式の運用に関して是正すべき点もある。特に、学協会における会員候補者の選出過程が見えにくく、また日本学術会議と学協会との情報交換が十分でないことから、会員選出にかかわらない科学者一般の日本学術会議に対する関心が低下してきている。

(4.3.2) 女性科学者の参加割合

日本学術会議の会員と研究連絡委員会委員に占める女性科学者の割合が低い。このうち、研究連絡委員会委員については、第13期以降、学協会の協力の下に若干の改善の跡がみられたが、会員については改善の実績を示すことが困難であった。

(4.3.3) 研究連絡委員会委員の選任

研究連絡委員会によっては、その活動目標や課題に効率的に取り組めるような環境条件が整っていない場合がある。特に、登録学術研究団体からの委員の推薦方法を改善することが必要である。

5. 改革の方向と具体策

日本学術会議の活動には、評価されるべき数々の成果があったが、その一方では、よりよい成果を挙げるのを妨げる問題点があった。そこで、創立50周年を迎えた今日、それらの問題点を速やかに克服して、新たな出発をするには、どのような目標を掲げ、どのような改革をするかが、次の課題となる。

21世紀において日本学術会議は、基本的には学術の向上発達を図り、社会に対する学術の責任を果たすことを目標とするが、今後特に力点を置くのは、学術の視点から取りまとめる科学的知見を日本の行政、産業、国民に提供すること、及び国際学術団体への情報の発信を通じて、世界の学術の進歩を先導することである。そのために必要な改革の具体策としては、(1)組織・運営、(2)説明責任と情報発信及び対外的連携、そして(3)会員・研究連絡委員会委員にかかわるものが含まれる。

(5.1) 組織・運営にかかわる改革

これは、日本学術会議のもつ潜在力が顕在化されるような組織・運営の仕組みを検討し、具体策を示すことであり、その中には、国の長期学術戦略の形成に役立つような審議の方向の見

直し、新たな課題への機動的な対応、ボトムアップ機能の強化、審議体制の効率化、成果のタイムリーな公表、新たな学術領域の開拓などが含まれる。

(1)問題点(4.1.1)について

(5.1.1) 審議の方向の見直し

日本学術会議は、自発的に行った審議を基礎として、創立以来、数多くの研究所の設立を勧告し、研究環境の改善を要望し、科学の向上に役立つ政策の形成に寄与してきた。これは、オリジナルな科学の発展が科学立国の基礎であるという視点に立って、審議が科学の進歩に役立つ政策を助ける方向を重視したことを示す。

一方、様々な政策の形成に役立つ科学的知見を政府に提供する方向や、国民のニーズに対応する方向での審議には、特別な注意が払われなかったきらいがある。

そこで、今後は、行動規範を求める社会のニーズに先見性をもってこたえ、総合科学技術会議の政策立案についても、それに資する俯瞰的な科学的知見を提供できるようにする。こうして、学術の成果を行政、産業及び国民生活に還元することによって、日本学術会議の職務に対する行政及び社会の期待に添うことができる。

(2)問題点(4.1.2)について

(5.1.2) 運営審議会附置企画委員会の設置

日本学術会議は、社会のニーズに先見性をもって、適時、適切にこたえるために、運営審議会附置の委員会として、企画委員会を設置する。

企画委員会は、会長、副会長及び各部から1名で構成するが、広く科学者から協力を受けて活動するために、会員及び研究連絡委員会委員長・専門委員会委員長が企画委員会に対して検討事項を提案できるものとする。

企画委員会の任務は、日本学術会議の調査審議活動の状況を踏まえ、臨時(特別)委員会でも新たに取り組む調査審議の課題、研究連絡委員会に依頼すべき調査審議事項などを検討し、運営審議会への提案事項の原案を企画することである。

日本学術会議は、近年における個別の科学技術の進歩がもたらしたプラスの面に比べて、マイナスの面への対応が必ずしも十分ではなかったが、この委員会を軸として、科学の進展が人類の福祉に対して脅威を与える恐れのある事態についても適時、適切に対応し、わが国の学術戦略の形成に貢献することに努める。

なお、企画委員会の活動を補佐するために、20名程度のパートタイムの調査研究スタッフとその補助者の配置が必要である。

(3)問題点(4.1.3)について

(5.1.3) 部横断的組織の見直し

異なる専門分野間の連携による審議は大きな潜在力をもっている。部横断的組織としての常置委員会と臨時(特別)委員会は、潜在力を顕在化できる組織であるが、各部における委員の選出の仕方及び時期について見直しを必要とする。

特に、委員構成に関しては、適任者の配置を優先する視点に立って、任務の達成上必要がある場合には、会員でない委員を積極的に加える。このことは、課題と関係のある研究連絡委員会と連携し、ボトムアップ機能を活用するために必要である。

また、平成7年度から認められてきた「学術研究総合調査費」に関連して、委員会は、それぞれの課題に照らして必要な「先行的」調査あるいは「予備的」調査を行うために、審議に先立つ準備段階で、具体的な調査目的、調査内容を含む調査計画案を作成するように努める。

(5.1.3.1) 常置委員会の再編成

常置委員会は、上記の見直しのほかに、現在設置されている7つの委員会の役割とカバーする範囲を見直し、再編成する。その際、国際対応などについては継続性が保たれるように留意する。

(5.1.3.2) 臨時(特別)委員会の機動的活用

臨時(特別)委員会は、上記の見直しのほかに各期の初めに設置する課題の件数を厳選し、期中の途中で見出される課題の緊急度に応じて、機動的かつ柔軟に構成できるようにする。そこで、委員会の設置期間については、期首から期末までの3年間に限定せず、答申あるいは報告をタイムリーに提出できるよう配慮する。したがって、問題によっては集中審議により速やかに結論を提示し、社会のニーズにこたえるようにする。

(4)問題点(4.1.4)について

(5.1.4) 研究連絡委員会の活性化

学術に関するボトムアップの機能を一層有効に活用するために、研究連絡委員会について2つの方向での改革が必要である。

第1の方向の改革は、新しい研究連絡委員会や専門委員会を設置することである。そのためには世話担当の部長等が研究連絡委員会の代表者会議を開催し、180の研究連絡委員会の領域区分と委員定数の配分を見直すことが必要である。

第2の方向の改革は、研究連絡委員会の運営の在り方を見直し、その活動水準を向上させることである。そのためには、研究連絡の「職務の遂行に資するために必要な事項を調査審議」することを重視して、研究連絡委員会の審議に先立つ準備段階で調査審議事項の計画を作成すること、及び登録学術研究団体との連絡を密にして研究連絡委員会の重点課題の検討に適任の委員を選出することが必要である。

一方、それぞれの研究連絡委員会は、説明責任を全うするために、世話担当の区分ごとに、設定した課題への取り組み状況について年次報告(プロGRESS・リポート)を提出する。これらの年次報告については、取りまとめて情報公開する。

(5)問題点(4.1.5)について

(5.1.5) 予算の増額と事務スタッフの拡充強化

行政改革に伴う国家公務員定員の削減、国家財政状況の悪化等により、環境は非常に厳しいが、日本学術会議の改革が、研究連絡委員会を始めとする委員会の調査審議活動及び国際学術交流活動の充実を通じて、カウンスル機能及びアカデミー機能(科学者の優遇機関としての機能を除く)を積極的に発揮するために必要な、予算の増額と事務スタッフの拡充強化を図ることが必要である。

(5.2)説明責任と情報発信及び対外的連携にかかわる改革

これは、広報活動を活性化する仕方と対外的連携を強化する仕方を検討し、具体策を示すことであり、その中には、政府・国会を始めとする関連機関・団体への審議結果の伝達、登録学術研究団体・科学者一般・国民への情報公開、そして国の内外の機関・団体との情報交換の推進と連携の強化などが含まれる。

(1)問題点(4.2.1)~(4.2.3)について

(5.2.1) 広報室の設置

運営審議会附置広報委員会は、企画委員会の協力を得て、日本学術会議が取りまとめた社会的に価値ある学術情報を発信するとともに、先端情報を組織的に収集する活動を行う。この活動を補佐し、情報発信及び収集の日常的な活動を担当するために、広報室を設置する。

広報室は、日本学術会議の審議結果等を政府・国会を始めとする関係機関等に有効に伝達すること、登録学術研究団体からの情報を収集すること、地区会議を通じて科学者との懇談会、学術講演会を開催すること等、広報活動の推進にかかわる。

発信の手段としては、『学術の動向』のほかに、日本学術会議のホームページなど、情報化社会に合った方法がある。既に、和文と英文によるホームページの仕組みが整備されているので、その充実と活用により、日本学術会議にかかわる情報を適時、適切に発信することができる。特に、登録学術研究団体が既にホームページを開いている場合、日本学術会議へのリンクを設けるよう依頼し、それにより登録学術研究団体の会員とのコミュニケーションを大幅に改善することができる。

発信する情報としては、学術にかかわる諸問題に関する審議の最終報告のほかに、審議の過程で中間的に取りまとめられた委員会報告をも含めて、受信者からのフィードバックを受け付けるようにする。特に、研究連絡委員会や特別委員会での審議の中間報告は、遅滞なく発信して、フィードバックを受け取るように努める。同時に、最終的な対外報告について広報室がレビュー機能を果たすように努める。

これらの広報室の活動を推進するためには、企画委員会の活動を補佐する補助職員を含めて、情報発信・受信担当の事務スタッフを拡充することが必要である。

(5.2.2) 地区会議の活性化

全国7つの地区ごとに設けられた地区会議に対応して、会員選出に当たっての地方区制度を復活することが難しいので、各地区の活動の活性化に向けて、前会員や元会員の協力を願うことも、今後の検討に値する。

(5.2.3) 登録学術研究団体との連携の強化

登録学術研究団体との連絡を密にするために、部ごと又は専門ごとに、関係する日本学術会議会員と登録学術研究団体の長又は代表者との意見交換の場を定期的に設ける。

(2)問題点(4.2.4)について

(5.2.4) 外部機関・組織との連携

(5.2.4.1) 総合科学技術会議との連携

わが国が科学立国の視点に立って広義の科学の発展を図るためには、新たに設けられる総合科学技術会議は、科学技術政策の策定・調整に当たり、学術の立場からの意見を踏まえることが有用である。

そこで、総理府に置かれている科学技術会議と日本学術会議の連携と同様に、内閣府に設置される総合科学技術会議との間でも密接な連携が保たれ、総合科学技術会議と日本学術会議との間で有効な連絡が図られることが期待される。

(5.2.4.2) 日本学術振興会との連携

日本学術振興会は、国の「科学研究費の配分」に関する事業に携わっている。「振興会の組織及び業務の運営に関し、日本学術会議と緊密な連絡を図る」(日本学術振興会法第35条)という規定にのっとり、文部省学術国際局、日本学術振興会及び日本学術会議の三者協議が定期的に行われてきた。今後も、科学研究費補助金の審査員の推薦等について、三者間の連絡を緊密化することが重要である。

(5.2.4.3) 国際学術団体及び海外の学術団体との連携

学術の国際化の急速な進展に伴い、国際学術団体及び国際学術協力事業への対応の重要性が増大してきている。そこで、国際対応に関する常置委員会の機能を充実することによって、国際学術団体及び海外の学術団体との情報交換を密にし、継続的な連携を図る。その中で、特にIAP2000年の東京会議を契機として、各国のアカデミーとの実質的な学術交流を深める。

(5.3) 会員及び研究連絡委員会委員にかかわる改革

これは、日本学術会議の活動目標や課題に寄与できる科学者が選出・選任される仕組みを検討し、具体策を示すことであり、その中には、男女共同参画社会に向けて第一歩を踏み出すための積極的改善措置も含まれる。

(1)問題点(4.3.1)について

(5.3.1) 会員候補者及び推薦人の選出方法の情報公開

登録学術研究団体における会員候補者及び推薦人の選出過程の透明度を高めるために、日本学術会議は登録学術研究団体に、会員候補者及び推薦人の選出方法についての情報をそれぞれの学会誌などに公開するよう依頼し、公開された情報を日本学術会議のホームページにも掲載する。これによって、日本学術会議の役割について科学者一般の関心を引き起こすことができる。

(5.3.2) 会員候補者の条件

日本学術会議の会員は、個別の専門領域を基盤として選出されるが、日本の学術全体の発展に寄与する役割を果たすことを求められる。このことを会員候補者の選出過程で十分に考慮するよう、登録学術研究団体に依頼する。これによって、日本学術会議の会員は、その役割にそくして活動する意欲をもち、かつ実際に活動できる科学者によって構成されることになる。

(2)問題点(4.3.2)について

(5.3.3) 男女共同参画社会に向けての積極的改善措置

男女共同参画社会基本法が制定された今日、女性の会員及び研究連絡委員会委員の増加に向けて、何らかの積極的改善措置を採ることが必要である。第17期では、この問題を含めて、科学者としての能力を男女の別なく最大限に発揮できる環境を整えることについて、「女性科学者の環境改善の推進特別委員会」が審議中である。

ところが、第18期の登録学術研究団体は、既に会員候補者を推薦する準備段階に入っている。そこで、積極的改善措置の第一歩として、日本学術会議は、登録学術研究団体に対して、会員候補者の推薦に当たって、日本学術会議を男女共同参画社会にふさわしい組織にするための配慮をされるよう、会長名で文書をもって要望した。

(3)問題点(4.3.3)について

(5.3.4) 研究連絡委員会委員の選任方法の改善

会員でない研究連絡委員会委員の選任に当たっては、登録学術研究団体の協力を得て、それぞれの研究連絡委員会が追求する目標や取り上げる重要事項に関連して、適任者を選任する。

6. むすび

日本学術会議は、学術の向上発達を図り、社会に対する学術の責任を果たすことを目標とするが、今後特に力点を置くのは、俯瞰的視点から取りまとめる科学的知見を行政や社会に提供すること、及び国際学術団体への情報発信を通じて学術の進歩を先導することである。これらの目標の達成に向けて、現行の日本学術会議法の下で実行可能な改革の具体策を示すことが、この改革プランの役割である。

そこで、現行の法律や手続きにとらわれずに改革プランを描く手法は、意図的に取らなかつた。したがって本改革プランには、日本学術会議の組織や会員の推薦に関して、法の改正が必要な提案は含まれていない。それらについては、さらに議論を進め、国や国民の負託にこたえる所存である。

さて、前節(第5節)に示された12項目の具体策は、次のように分類することができる。

第1に、(5.1.1)審議の方向の見直し、(5.1.2)運営審議会附置企画委員会の設置、(5.2.1)広報室の設置、(5.2.4.3)国際学術団体及び海外の学術団体との連携などは、全部又は一部を第17期の残された期間から実行できる改革である。これによって、日本学術会議は、今後の活動において力点を置く上記の2つの目標に向かって、成果を挙げる体制を整えることができる。

第2に、(5.1.3)部横断的組織の見直し、(5.1.3.1)常置委員会の再編成、(5.1.3.2)臨時(特別)委員会の機動的活用、(5.1.4)研究連絡委員会の活性化、(5.2.2)地区会議の活性化、(5.2.3)登録学

術研究団体との連携の強化、(5.3.4)研究連絡委員会委員の選任方法の改善などは、第17期中に具体的な手続きを検討して、全部又は一部を第18期から実行できる改革である。これによって、日本学術会議の部横断的な委員会とボトムアップ機能をもつ研究連絡委員会のもつ潜在力を顕在化することができる。

第3に、(5.3.1)会員候補者及び推薦人の選出方法の情報公開と(5.3.2)会員候補者の条件、及び(5.3.3)男女共同参画社会に向けての積極的改善措置は、いずれも登録学術研究団体の協力を得た上で実行できる改革である。このうち(5.3.1)と(5.3.2)は、第18期の会員選出に間に合わず、第18期に実現するよう申し送る事項になった。しかし、(5.3.3)は、男女共同参画社会に向けての小さな第一歩ではあるが、第17期中に既に実現した事項である。これによって、日本学術会議とその基盤にある登録学術研究団体を含む、すべての学術の分野で、男女共同参画への様々な積極的改善措置が検討されることを期待したい。

以上の分類から明らかなように、この改革プランに示された具体策は、限定された条件の下で作成されたものとはいえ、日本学術会議が新しい時代において社会に対する責任を果たすのに有効であり、かつ実行可能なものである。

この自己改革を「声明」として発表することを総会で決定した現会員は、このプランに沿って今期から改革を進めることを決意するとともに、来期以降に実現可能な改革については、その実現を来期以降の会員に申し送る所存である。

日本学術会議の位置付けに関する見解(声明)

平成11年10月27日

1. はじめに

日本学術会議は、学術の進展にかかわる基本問題について独立に調査審議し、その結果を国の行政や社会に提供することを主要な役割とする点で、諸外国のアカデミーと類似する側面をもっている。諸外国のアカデミーには、国の機関のものと非政府団体のものがあるが、前者の場合はもちろん、後者の場合でも、政府との関係は直接的・間接的に密である。日本学術会議は、国の特別の機関である点で、前者に属するが、学術の全分野、すなわち人文・社会及び自然科学を包括する点で、世界でも先駆的形態をとっている。

ところが、国の機関としての日本学術会議は、行政改革の対象とされ、平成10(1998)年6月の中央省庁等改革基本法により、行政組織上は、平成13(2001)年1月を目途に、現在の総理府から、当面、総務省に所管替えとなり、その将来の在り方は内閣府に設置される総合科学技術会議で検討されることになった。しかし、日本学術会議の在り方が、どのような基準や論理に従って検討されるかは、現時点では未だ明らかではない。

学術の発展を重視するわが国では、学術のもつ普遍的性格に照らして、学術がその視点から行政、産業、国民生活に寄与できる範囲は広範である。したがって、学術の全分野を網羅する組織である日本学術会議の取扱いは、日本の学術、そして日本国の現在及び将来にかかわる重要なことである。これこそ、日本学術会議の取扱いの最終的な決定に当たって、格別の調査と慎重な審議がなされることを期待する所以である。

そこで、日本学術会議は、その基本的性格と存在意義、総合科学技術会議との関連、自己改革を踏まえた位置付けについての見解を取りまとめた。この自己改革は、日本学術会議が、学術の分野で行政や社会に対して責任を果たし得るように、自主的に進めた点検・評価に基くものである。総合科学技術会議が平成13年以降に日本学術会議の在り方を検討するに際しては、自己改革を基礎とした位置付けについての見解に、十分な配慮がなされることを要望する。

2. 基本的性格と存在意義

日本学術会議法の前文に掲げる使命を達成するために、日本学術会議には、いくつかの基本的性格が規定されている。その内で主要なものは次の5つである。

第1は、日本学術会議が「わが国の科学者の内外に対する代表機関」であるということである。ここでいう科学者は、自然科学だけでなく人文科学・社会科学をも含む広義の科学、すなわち、学術一般にかかわる人々の総体であり、したがって日本学術会議は、科学の全分野について、国内的にも、国際的にも、わが国の科学者を代表して活動する機関である。

第2は、日本学術会議が学術それ自体を向上発達させるとともに、学術を行政、産業及び国民生活へ反映させるために寄与することを目的とすることである。これは、日本学術会議の活動が、人類社会一般への寄与を基軸としながら、併せて日本の学術の進展と日本におけるその適切な活用を図ることに寄与することを意味している。

第3は、日本学術会議が、政府の学術施策、特に専門科学者の検討を要する施策にかかわる事項についての諮問に対して答申を行い、また、政府に対してわが国の学術の進展、科学の行政への反映、そして科学の産業及び国民生活への浸透にかかわる事項について勧告を行うことができることである。これは、日本学術会議がその任務にふさわしい大きな権限と責任を付与されていることを意味する。

第4は、日本学術会議が内閣総理大臣の所轄の下に、総理府に「特別の機関」として置かれ、また、日本学術会議会員は内閣総理大臣によって任命されていることである。これは、省庁を超えた広い立場に立って学識を統合できる日本学術会議の職務の特色とそれに対する期待を示すものである。

第5は、日本学術会議が独立してその職務を遂行することである。職務の主要な内容は、(1) 学術に関する重要事項の審議とその実現、(2) 学術に関する研究の連絡とその能率の向上である。これは、日本学術会議の活動が国から与えられた特別な職務であるとともに、国民の負託にこたえる義務でもあることを示している。

以上のように規定された基本的性格にのっとり、日本学術会議は、国の機関として、わが国の科学者の知性を個々の専門分野を超えて結集し、広い意味での学術政策に関する総合的な見解を取りまとめるカウンスル(審議会)の機能及びわが国の科学者を個別の学術領域だけでなく、それらを超えた総体についても、内外に対して代表して活動するアカデミーの機能を果たすべく努めてきた。

日本学術会議に代わって、これらの機能を果たすことができる機関は、非政府組織にはもちろんのこと、国の組織にも存在しない。この意味で、日本学術会議は、国の機関の中で独特の機能を果たすために活動する機関である。

21世紀の人類の「持続可能な発展」は、その解決の道を拓く学術研究に大きく依拠している。わが国が知識集約型の高度の知性国家を目指すとき、日本学術会議は今後特にカウンスル機能及びアカデミー機能(科学者の優遇機関としての機能を除く)を積極的に発揮することによって、学術を尊重する国の姿勢にこたえ、学術の役割に対する国民の特別な期待にこたえる責任をもっている。

3. 総合科学技術会議との関連

新たに設置が予定されている総合科学技術会議は、人文・社会科学を管轄外としている現行の科学技術会議を発展させ、人文・社会科学を管轄に含めるとしている点に特徴があるが、基本的には科学技術会議の延長線上にあると考えられる。

まず、総合科学技術会議の人的構成は、内閣総理大臣が議長を務め、議員数の限度は14名以内で、学識経験者はそのうちの半数未満であってはならないと規定されている。これら少数の学識経験者は、科学技術会議の場合と同様、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命するものである。

次に、その任務は、内閣総理大臣の諮問に応じて「科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策について審議すること」、総理大臣その他の大臣の諮問に応じて「科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針その他科学技術の振興に関する重要事項について調査審議すること」、「科学技術に関する大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発について評価を行うこと」などとされている。

さらに、實際上、内閣総理大臣のイニシアティブの下に、トップダウン的に関係行政機関の研究・開発に関する施策の総合調整と推進を行う「科学技術政策決定機関」の性格をもっている。したがって、他の機関の助力なしには、長期的視野に立った科学技術政策の在り方を検討することは、實際上、困難であろう。

これに対して、日本学術会議の人的構成は、70万人の科学者を基盤にもつ1,200余りの登録学術研究団体(学協会)を通じて選出された210人の会員を中心に、延べ2,370人の研究連絡委員会委員、そして研究連絡委員会やその中の専門委員会の下に設置された小委員会の延べ1,435人の委員からなっている。その上、会員も委員も人文・社会科学から自然科学部門に及ぶすべての専門分野をカバーしており、それだけに巨大な能力をもっている。

次に、その職務は、(1) 学術に関する重要事項の審議とその実現及び(2) 学術に関する研究の連絡とその能率の向上を図ることである。審議は、科学の進歩に役立つ政策を助ける方向と、様々な政策の形成と実施に役立つ科学的知見を政府に提供する方向の両方を目指している。また、研究連絡委員会は、専門分野の向上・発展と、新たな学術領域の開拓に関して、研究の現場と直結した学術的な検討の場であるし、また国際学術団体に対する国内委員会として国際的対応の中核的組織である。

そして、科学に関する重要事項を審議し、政府に勧告等を行うに当たっては、現場の科学者がもつ具体的な学術上の蓄積を基礎として、ボトムアップ式に全科学者の意見を集約できる特質をもっている。したがって、日本学術会議は、この特質を活かして俯瞰的な視点から学術の在り方を検討し、新たな学術領域を開拓できるだけでなく、長期的かつグローバルな視点からみて推進すべき重要な政策課題を指摘する能力をもっている。

また、日本学術会議は、我が国を代表して国際科学会議(ICSU)等の国際学術団体に加入し、国際学術交流を積極的に行い、地球圏-生物圏国際協同研究計画(IGBP)、地球環境変化の人的次元の研究計画(IHDP)のような国際学術協力事業を推進する役割を果たしている。さらに、諸外国のアカデミーやカウンシルとの緊密かつ実質的な連携関係をもつわが国唯一の拠点となっている。

このように、新たに設置される総合科学技術会議と日本学術会議とは、その人的構成、任務規定、そして実際上の目的に関して、根本的に異なる組織である。したがって、現在の科学技術会議が日本学術会議と全く性格を異にし、どちらの組織も他方の組織の機能を代替できないのと同様に、総合科学技術会議と日本学術会議は、いずれも他方の組織の機能を代替できない。

現在、科学技術会議は、その課題の一つとして、「日本学術会議への諮問及び日本学術会議の答申又は勧告に関することのうち重要なもの」を挙げている。また、科学技術会議の法定議員に、日本学術会議会長が含まれている。そして同会議には日本学術会議との連携を図るための専門の連絡部会が設置され、日本学術会議の意見が政策に反映されるシステムがとられている。このような関係が総合科学技術会議と日本学術会議との間にも継続されることが、21世紀におけるわが国の発展に不可欠なことである。

4. 所管

日本学術会議は、国の学術重視の姿勢を反映して、「日本の科学者の内外に対する代表機関」にふさわしく、内閣総理大臣の所轄の下に、総理府に「特別の機関」として置かれている。

昭和34年に科学技術会議が設置されたが、基本的性格が異なる科学技術会議と日本学術会議は、共に総理府に置かれてきた。このことは、日本学術会議が、自然科学のみならず人文・社会科学をもカバーする、すべての科学の振興にかかわっていることを反映している。事実、日本学術会議は、その学術的な審議の対象として広く科学の全分野を網羅する点で、特定の省庁の立場を超えた視点に立って職務を遂行できる機関である。

また、新たに設置される総合科学技術会議と日本学術会議とは、性格や使命を異にしている。日本学術会議は、特に、総合科学技術会議がトップダウン的に科学技術政策を形成するのとは全く異なる機能をもっている。それは、全国70万人の科学者の意見を集約するボトムアップ的な機能と、諸外国のアカデミーやカウンシル及び国際科学会議(ICSU)のような国際学術団体に対して、わが国を代表する学術の国際的発信の拠点としての機能である。

日本学術会議は、これらの独自の機能を活用して、個々の科学の向上に役立つ政策の形成に寄与するだけでなく、様々な政策の形成に役立つ科学的知見を政府に提供し、さらには行動規範を求める国民のニーズに先見性をもってこたえることができる。しかも、日本学術会議は、俯瞰的な視点に立って、学術の在り方についての基礎的見解を提示できるわが国唯一の組織である。

この意味で、科学技術会議を発展させた総合科学技術会議が平成13年1月を目途に内閣府に設置されてからも、日本学術会議が総合科学技術会議とは基本的に異なる立場から科学技術の在り方を独自に検討し、学術の進歩に寄与する「特別の機関」として内閣府に置かれることは、学術を重視する国の姿勢に変化がないことを内外に示すことであり、また総合科学技術会議のあるべき姿を実現するために不可欠なことである。

5. 自己改革

以上のような位置付けに関する見解を取りまとめるに先立って、日本学術会議は、様々な課題が待ち受ける21世紀を迎えるに当たり、その組織と活動について自主的に点検・評価を行った。その結果、明確にされた問題点を反省するとともに、それらを速やかに克服して新たな出発をするために、自己改革プランを作成した。

これは、現行の日本学術会議法の下で実行可能な改革の具体策を提示することを目指したものである。それらの具体策は、創立50年の節目の年を迎えた日本学術会議が能動的な活動を積極的に展開するのに必要であるが、同時に、日本学術会議の位置付けに関する見解を支える役割をも果たしている。そこで、自己改革の主要内容をここで紹介したい。

日本学術会議は、学術の向上発達を図り、学術の社会に対する責任を果たすことを目標とするが、今後特に力点を置くのは、俯瞰的視点から取りまとめる科学的知見を日本の行政、産業、国民に提供すること、及び国際学術団体への情報発信を通じて、世界の中で学術を先導することである。

これを実現するのに必要な具体策には、(1)組織・運営、(2)説明責任と情報発信及び対外的連携、そして(3)会員・研究連絡委員会委員にかかわるものが含まれる。

(1) 組織・運営に関しては、学術の社会的責任を果たすための具体策を提示した。その中には、社会のニーズに役立つような審議の方向の見直し、新たな課題への積極的な対応、ボトムアップ機能の強化、審議体制の効率化、成果のタイムリーな公表、新たな学術領域の開拓などを提示した。

(2) 説明責任と情報発信及び対外的連携に関する改革の具体策には、政府・国会を始めとする機関・団体への審議結果の伝達、学協会・科学者一般・国民への活動状況についての情報公開、及び国の内外の機関・団体との情報交換の推進と連携の強化などを提示した。

(3) 会員・研究連絡委員会委員に関しては、日本学術会議が取り組む課題の審議に適した人材が選出・選任される仕組みを検討し、いくつかの具体策を提示した。その中には、男女共同参画社会に向けて第一歩を踏み出すための積極的改善措置が含まれる。

日本学術会議は、これらの改革により、カウンスル機能及びアカデミー機能(科学者の優遇機関としての機能を除く)を積極的に発揮して、21世紀における知識集約型の知性国家としてのわが国の繁栄と人類の持続可能な発展に、学術の立場から寄与するように努める。

6. 経過措置

日本学術会議は、その在り方が平成13年1月以降、総合科学技術会議において検討される間も、与えられた職務を遂行し、進展の早い国内・国際の学術状況に科学者の代表機関としての確に対応する必要がある。そのために、在り方が検討される期間においても、日本学術会議の予算及び定員等は、確保される必要がある。

7. むすび

わが国が、21世紀においても科学を基盤として発展するために、日本学術会議の位置付けに関する問題について、真摯な検討がなされるよう、関係各方面と社会各層に強く訴えたい。

各国アカデミー調査

令和5年5月25日

日本学術会議

I 詳細調査（各アカデミーへの照会情報も含む調査）

日本学術会議	1
全米科学アカデミー	7
英国王立協会	19
ドイツ科学アカデミーレオポルディーナ	27
フランス科学アカデミー	35

II 文献調査（公開資料を基に調査）

イタリアリンチェイ国立科学アカデミー	43
カナダ王立協会	47
インド国立科学アカデミー	53
大韓民国学術院	59
大韓民国科学技術アカデミー	63
中国科学院	67
ロシア科学アカデミー	71

※追加調査項目

- 4月13日に公開した資料（米国、英国、ドイツ、フランス）に「会員の補充はどのような方針で行われているか」、「科学的助言の作成手順」、「科学的助言の作成にあたっての科学者の行動指針」、「議会との関係」の調査項目を追加。
- 日本、イタリア、カナダ、インド、韓国、中国、ロシアを追加。

※ 調査に使用した主な公開情報は下記のとおり。

各機関の公式ホームページ（2023年5月閲覧）

日本学術会議国際協力常置委員会「各国アカデミー等調査報告書」平成15年（2003年）7月15日

日本工学アカデミー（2020）「立法府とアカデミアの知的情報共有に関する調査・試行研究」成果報告書

I 詳細調査(各アカデミーへの照会情報も含む調査)

日本学術会議

1. アカデミーの組織等

設立年	1949年（日本学術会議法）
組織形態	政府機関
カバーする学問分野	会員は、第1部（人文科学）、第2部（生命科学）、第3部（理学・工学）のいずれかに所属
会員の資質	優れた研究又は業績があること。 （日本学術会議法第17条）
会員は終身/任期	任期あり（6年）。3年ごとに半数を改選（総数は210名）。定年は70歳であり、再任不可。
会員の補充はどのような方針で行われているのか	会員が任期の途中で定年、死亡、辞職又は免職により退任する場合、その後任者となる者を補欠の会員として任命する。 幹事会が補欠の会員の候補者の推薦部を決定し、会長は当該部に候補者の推薦を依頼する。 依頼を受けた部は複数の候補者を選定し、選考委員会に推薦する。選考委員会は候補者名簿を作成して幹事会に提出し、幹事会は1人の候補者を選定する。 総会の承認を得て、会長が候補者を内閣総理大臣に推薦し、推薦に基づいて内閣総理大臣が任命する。
年会費/会員報酬	年会費なし 会員報酬なし ※日当 会長＝28,800円 副会長＝26,400円 部長・副部長＝22,300円 その他会員＝19,600円
会員数	203名（2023年5月現在） 外国人会員：なし ※会員は特別職の国家公務員。優れた研究・業績を有する外国人の協力を得るため、会長が外国人アドバイザーを委嘱し

	<p>ているほか、外国人研究者が小委員会の審議に参画している。</p> <p>栄誉会員：11名（2023年5月現在）</p> <p>その他：連携会員（約1,900名） ※任命時点で70歳以上であれば当該任期限り。2回まで再任可。</p>
アカデミーの機能	<p>提言・助言 国際連携</p>
組織体制（意思決定機関の構造）	<p>①総会 日本学術会議の最高議決機関。原則として年2回（4月・10月）会長が招集し、規則の決定、会員候補者の承認、各種活動報告などを行う。全会員で構成。</p> <p>②幹事会 ・日本学術会議の運営に関する事項の審議を行う。日本学術会議の職務及び権限の一部が委任されている。 ・会長、副会長（3名）、各部の部長・副部長・幹事（2名）の計16名で構成。</p> <p>③部 ・第一部（人文科学を中心とする科学の分野）、第二部（生命科学を中心とする科学の分野）、第三部（理学・工学を中心とする科学の分野）の3つの部が置かれ、日本学術会議の職務及び権限のうち当該分野に関する事項をつかさどる。 ・会員は3つの部のいずれかに属する。</p>
事務局体制・人数	<p>50名（定員 2023年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局長 ・ 事務局次長 ・ 企画課 ・ 管理課 ・ 参事官（審議第一担当） ・ 参事官（審議第二担当） ・ 参事官（国際業務担当）

2. 会員選考

会員の任命権者	内閣総理大臣 (会員が選考し、日本学術会議が候補者を推薦)
会員選出後の手続き	—
会員選考方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会長、副会長、各部役員等で構成する選考委員会で会員候補者となるべき者を選考し、幹事会に提出。総会の承認を経て会員候補者として確定し、内閣総理大臣に推薦。 ・ 選考委員会における会員候補者選考に当たっては、選考委員会の下に各部に対応する3つの分科会を設け、分科会ごとに候補者を絞り込み。 ・ 分野横断的学問領域等からの会員候補者の選考のため、選考委員会が直接選考を行う「選考委員会枠」を設定。
会員の選考における会員以外の者からの意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選考の基本的な考え方等を定める選考方針の策定に当たり、案を示して、協力学術研究団体、大学関係組織、経済団体、政策関係機関（府省庁を除く）等から意見を聴取 ・ 会員の選考に当たって、上記団体に候補者の情報提供を依頼

3. 科学的助言を行う根拠

科学的助言を行う根拠	日本学術会議法第4条（政府からの諮問）、第5条（学術会議による勧告）、日本学術会議会則第2条（意思の表出）
科学的助言の件数（実績）	111件（第24期：2017年10月～2020年9月）
科学的助言の作成手順	<ol style="list-style-type: none"> 1. 科学的助言を作成する委員会・分科会等は、科学的助言のテーマ、種類、時期などについて科学的助言等対応委員会に申し出を行い、同委員会の助言を受ける。 2. 委員会、分科会等において科学的助言案を作成する。 3. 規定に従い、作成した委員会・分科会等の上位の委員会等の査読を受ける。 4. 総会、幹事会又は科学的助言等対応委員会の承認を経て公表する。

	<p>5. 科学的助言を行った日から1年後速やかにフォローアップ・レポートを、3年以内にインパクト・レポートを科学的助言等対応委員会に報告する。</p>
科学的助言の作成にあたっての科学者の行動指針	<ul style="list-style-type: none"> ・日本学術会議は、科学に基礎づけられた情報と見識ある勧告及び見解を、慎重な審議過程を経て対外的に発信して、公共政策と社会制度の在り方に関する社会の選択に寄与する。(声明「日本学術会議憲章」(平成20年4月8日第152回総会決定)第3項) <p>(社会との対話)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科学者は、社会と科学者コミュニティとのより良い相互理解のために、市民との対話と交流に積極的に参加する。また、社会の様々な課題の解決と福祉の実現を図るために、政策立案・決定者に対して政策形成に有利な科学的助言の提供に努める。その際、科学者の合意に基づく助言を目指し、意見の相違が存在するときはこれを解り易く説明する。 <p>(科学的助言)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科学者は、公共の福祉に資することを目的として研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、科学者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。また、科学的助言の質の確保に最大限勤め、同時に科学的知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明する。 <p>(政策立案・決定者に対する科学的助言)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科学者は、政策立案・決定者に対して科学的助言を行う際には、科学的知見が政策形成の過程において十分に尊重されるべきものであるが、政策決定の唯一の判断根拠ではないことを認識する。科学者コミュニティの助言とは異なる政策決定が為された場合、必要に応じて政策立案・決定者に社会への説明を要請する。 <p>(声明「科学者の行動規範」(平成18年10月3日制定 日本学術会議))</p>
議会との関係	<p>(参考)</p> <p>「従前、立法府や司法府に対して科学的助言を行う権能は法</p>

	<p>で規定されていません。これらの機関への貢献をより明確にするために、会計検査院のように立法・行政・司法のいずれからも独立した国の機関としてその機能を位置づけ直すことが可能かどうかは今後の検討課題です。」</p> <p>（「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和3年4月22日日本学術会議））</p>
--	---

4. 財政

年間収入・年間支出	<p>（2023年度）</p> <p>約9億5,000万円（予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うち一般事務経費（事務局職員の人件費等）55%、科学的助言等に関する経費20%、国際活動に関する経費23% ・審議依頼等があった場合、既定経費で対応
-----------	---

5. 業務計画・外部評価

業務計画	<ul style="list-style-type: none"> ・活動全体を通じた業務計画・方針は策定されていない（国際活動については、期をまたいだ中期戦略（2022年4月～2026年9月）を初めて策定）。
外部評価	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府の組織として政策評価、行政事業レビュー、会計検査等の対象となっている。 ・外部評価有識者（6名）による外部評価を毎年度実施。外部評価書は総会に報告・公表。指摘事項に対する取組状況を年1回取りまとめて公表している。

全米科学アカデミー

1. アカデミーの組織等

設立年	1863年、米国連邦議会で制定された An Act to Incorporate the National Academy of Sciences に基づき設立																																
組織形態	非営利・非政府組織																																
カバーする学問分野	<p>会員は、「物理学・数学」、「生物学」、「工学・応用科学」、「生物医学」、「行動・社会科学」、「応用生物学・農学・環境学」のいずれかの部門に所属</p> <p>※「行動・社会科学」部門は人文・社会科学として人類学、心理学・認知科学、社会・政治科学、経済学などを含む。 ※人文社会科学は主に社会科学研究会議が担う。</p>																																
会員の資質	<p>独自研究において、際立った、継続的な業績を残していること。</p> <p>(Members are elected to the National Academy of Sciences in recognition of their distinguished and continuing achievements in original research.)</p>																																
会員は終身/任期	<p>終身</p> <p>※Bylaws によると、新たに選出される会員数は、2019 年は 100 名以内、2020 年以降は毎年 120 名以内。</p> <p>※理事会 (Council) はアカデミーに対し、Bylaws や各クラスに割り当てられた定員数の範囲内で、アカデミーに対し年間の選挙定員数を提案する。その提案は役員会による最終決定の前にアカデミーの年次会合で公開討議をされなければならない。</p> <p style="text-align: center;">会員数の推移</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">公表日</th> <th colspan="2" style="width: 35%;">会員</th> <th colspan="2" style="width: 35%;">外国人会員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2018/5/1</td> <td style="text-align: center;">2,382</td> <td style="text-align: center;">+84</td> <td style="text-align: center;">484</td> <td style="text-align: center;">+21</td> </tr> <tr> <td>2019/4/30</td> <td style="text-align: center;">2,347</td> <td style="text-align: center;">+100</td> <td style="text-align: center;">487</td> <td style="text-align: center;">+25</td> </tr> <tr> <td>2020/4/27</td> <td style="text-align: center;">2,403</td> <td style="text-align: center;">+120</td> <td style="text-align: center;">501</td> <td style="text-align: center;">+26</td> </tr> <tr> <td>2021/4/26</td> <td style="text-align: center;">2,461</td> <td style="text-align: center;">+120</td> <td style="text-align: center;">511</td> <td style="text-align: center;">+30</td> </tr> <tr> <td>2022/5/3</td> <td style="text-align: center;">2,512</td> <td style="text-align: center;">+129</td> <td style="text-align: center;">517</td> <td style="text-align: center;">+30</td> </tr> </tbody> </table>			公表日	会員		外国人会員		2018/5/1	2,382	+84	484	+21	2019/4/30	2,347	+100	487	+25	2020/4/27	2,403	+120	501	+26	2021/4/26	2,461	+120	511	+30	2022/5/3	2,512	+129	517	+30
公表日	会員		外国人会員																														
2018/5/1	2,382	+84	484	+21																													
2019/4/30	2,347	+100	487	+25																													
2020/4/27	2,403	+120	501	+26																													
2021/4/26	2,461	+120	511	+30																													
2022/5/3	2,512	+129	517	+30																													

<p>会員の補充はどのような方針で行われているのか</p>	<p>毎年最大 120 名の会員を選出（米国市民であること）。非米国市民は国際会員として選出され、毎年最大 30 名を選出。</p> <p>部門会員資格委員会（Class Membership Committee）が次年度の会員数、資質等を理事会に申告。理事会は、規定の新会員数枠の範囲内で部門別割り当て人数案を総会での討議を経て決定する。</p> <p>男女比、年齢比は規定されていないが、「女性及び若年層の会員比率向上を重要視している」（NAS 会長声明（2021 年 4 月 26 日））とあり、2021 年の新会員 120 名のうち 59 名が女性会員で過去最高。</p>
<p>年会費/会員報酬</p>	<p>年会費は 300 \$ 又は一括払い 5,000 \$ 会員報酬なし</p>
<p>会員数</p>	<p>2,461 名（2022 年 4 月時点） 外国人会員：511 名（2022 年 4 月時点） 名誉会員：76 名（2022 年 4 月時点）</p>
<p>アカデミーの機能</p>	<p>提言・助言 調査・研究 奨学金・助成金 栄誉・顕彰</p>
<p>組織体制（意思決定機関の構造）</p>	<p>NAS の各機関の役割及び会長等の役員選出方法</p> <p>オフィサー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長、副会長、国内担当理事、国際担当理事、財務担当理事の 5 名 ・会員が会員の中から推薦し投票で選出 ・会長は Academy（総会）と理事会議長、NRC 議長、NRC Governing Board 議長を兼ねる <p>理事会（Council）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オフィサーと 12 名の委員で構成 ・12 名の委員は、会員から選出される（3 年任期で 4 名を年次更新） ・NAS 及び NRC の予算承認権あり <p>Executive Committee of the Council</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ オフィサーと理事会委員 3 名 (president が指名) ・ 会長が議長、国内担当理事が書記 ・ 会員選出権を除く理事会の全権限を持つ <p>セクション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理事会により定められる委員会 <p>NAS により設立された機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全米工学アカデミー (National Academy of Engineering (NAE)) ・ NAS の理事会が採択した定款により設立された separate membership organization <p>全米医学アカデミー (National Academy of Medicine (NAM))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同上 <p>National Research Council (NRC)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大統領令 (1918 年、1956 年、1993 年) により運営継続 ・ Governing Board : NAS、NAE、NAM のオフィサーと理事会メンバーからなる 14 名で構成 ・ Executive Committee of the Governing Board : 上述 GB のメンバー 7 名で構成
事務局体制・人数	<p>【NASEM 職員数】 約 1,100 名 (博士号取得者 212 名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 60%強がプログラム部門 (調査・会議、委員会運営) ・ 約 25%が管理業務部門。管理業務はプログラム部門でも一部分担。 ・ 約 10%が 3 アカデミー (NAS、MAE、NAM) それぞれの会員・総会の管理業務スタッフ。 <p>プログラム部門 (Program Divisions) は NASEM の組織として設置されている。Chief Program Officer 傘下に以下の 9 部門が置かれ、9 名の幹部職員が在籍。幹部職員傘下の一般職員数は公開無し (2023 年 3 月 30 日時点)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Division of Behavioral and Social Sciences and

	<p>Education</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Gulf Research Program ・ Division on Engineering and Physical Sciences ・ Division on Earth and Life Studies ・ Health and Medicine Division ・ Office of Congressional and Government Affairs ・ Transportation Research Board ・ Policy and Global Affairs Division ・ Report Review Committee <p>管理業務部門 (Administrative and Other Service Units) は NASEM の組織として設置されている。Chief Operating Officer 傘下に以下の 12 部門が置かれ、10 名の幹部職員が在籍。幹部職員傘下の一般職員数は公開情報なし (2023 年 3 月 30 日時点)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Office of News and Public Information ・ Office of Congressional and Government Affairs ・ National Academies Press ・ Research Center Library ・ Office of Human Resources ・ Information and Technology Services ・ Office of Administration ・ Office of the Chief Financial Officer ・ Office of Contracts and Grants ・ Office of Development ・ Office of the General Counsel ・ Report Review Committee
--	--

2. 会員選考

会員の任命権者	会員による投票により選出 政府による公的認証はない
会員選出後の手続き	選挙当選者が会員資格を受諾次第、役員の署名したディプロマ (会員認定証) が発行される
会員選考方法	<p>1. セクション別候補者の推薦</p> <p>■ 候補者の推薦</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現会員による推薦

推薦書の内容：

- ①被推薦者の研究成果（250ワード以内）
- ②著作リスト（12本以内）
- ③被推薦者の主たる研究成果を示す書誌情報（50ワード以内）

推薦先（5種類）：

- ・セクション（単独/複数）
- ・臨時推薦グループ・任意推薦グループ
- ・評議会

■セクション別に候補者の検討（適切な時期）

- ・メンバーに対し、全ての推薦を共有
- ・候補者として推薦すべき人物について照会
- ・最も支持されている候補者の特定、資格精査

※各セクションでの「検討手順（最大の支持を得ている候補者の同定、その経歴・資質情報の検討）」は、内部投票による過半数の承認を通じ設定可能

■予備投票「セクション別に最も支持されている候補者を特定」（～9/6）

■非公式投票（セクション別）（10/18頃）

40%以上得票＝「公式投票候補者」

※投票方法：各会員は、指名を承認する候補者名にマーク（記名投票）

■公式投票（セクション別）（11/28頃）

2/3得票＝「候補者」宣言

※40%以上3分の2未満の場合、「候補者ステイタス」が継続。

■各セクションは公式投票で投票された全候補者名と投票数を Home Secretary に証明（各議長）（12/8より前）

2. 部門会員資格委員会－部門別に優先順位リストを作成

※委員会構成：

- ①セクション議長（または議長指名代理）

	<p>②一般委員（定数＝セクション数、各セクション1～2名） ③追加委員（3名以内）</p> <p>■部門会員資格委員会を招集（～3/1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議長・書記は投票権なし ・必要な場合は候補者の部門の調整（他の部門への移動） ・割当の150%まで候補者が入力されるリストを作成し投票を行う。 <p>■投票→部門別「優先順位リスト」作成 ※投票方法：各候補者の業績書面、各部門等投票記録が提供される。リストの2/3以下または1/3以上の範囲で投票（マーク）。 ※リストに掲載されない部門「候補者」は翌年、候補者に戻る。</p> <p>3. 全会員による投票－部門の定員数内で決定</p> <p>■最終候補者リストの作成（年次総会ビジネスセッションの2～3週間前）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年次総会ビジネスセッション3週間前に受領した電子投票用紙又は投票用紙、若しくは3週間前の消印で2週間前に受領した投票用紙を集計→2種類の最終候補者リストを作成。 ●リストⅠ：優先順位投票での「得票数順」に、「各部門の割当数内」の候補者 ●リストⅡ：「得票数順」に「残りの候補者」 <p>■最終投票（年次総会で現会員による投票） ※最終リストは総会場で提示。リストⅠに投票、全会員の2/3が承認することにより選出。リストⅠが承認されない場合、得票数順に選出。 ※同数の場合は出席者の多数決</p>
<p>会員の選考における会員以外の者からの意見聴取</p>	<p>規定なし</p>

3. 科学的助言機能

<p>科学的助言を行う根拠</p>	<p>An Act to Incorporate the National Academy of Sciences 第3条、1863年制定（NASは政府のいかなる部局の要請に対していつでも、科学的又は学術的課題に関する調査、検討、実験、報告を行わねばならない）。</p> <p>1916年に大統領の要請で、NRCが設立された。NRCは連邦政府からの委託を受けNAS、NAE、NAMの会員、NRC職員、外部有識者等よりなる委員会を設立し科学的助言を作成。NRC議長はNASの会長。</p> <p>ホワイトハウスは直轄のPCAST（大統領科学技術諮問会議）に科学的助言を委ねている。</p>
<p>科学的助言の件数（実績）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 235件（2021年）（全米アカデミーズ（NASEM）（注）の Consensus Study Report、Proceedings等の件数）この場合には、NRCスタッフが委員会を組織する。NASEMメンバーは約25%。 ※政府機関等からの依頼以外に民間からの依頼に応じた調査研究も実施。 ※外部から委託を受けずに自発的に調査研究を実施するケースもある。
<p>科学的助言の作成手順</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 科学的助言のスキープの決定 <ul style="list-style-type: none"> NASEM事務局とボードメンバーがスポンサー（依頼元）と、助言で取り上げる課題を正式に「statement of task」にまとめ、併せて日程、費用を決める。statement of taskでは、助言で取り上げるスキープを定義することにより、委員会で必要とする専門性を決める。statement of task、作業計画、予算はNRC理事会の executive committee による承認が必要。そこで提案内容の修正が行われ、却下される場合もある（助言作成の納期は6～24ヵ月）。 ・ 委員会メンバーの選定と承認 <ul style="list-style-type: none"> 委員会メンバーは、組織や利益団体の代表としてではなく、個々の専門家として参加し、専門知識と適切な判断に基づきプロジェクトに貢献する。 ・ 委員会審議、情報収集、原案の作成

委員会は通常、以下を通じて情報を収集する。

—一般公開の会議

—外部の当事者から提供される情報

—科学文献のレビュー

—委員会のメンバーとスタッフによる調査

いずれの場合も、検討中の課題に直接関係する者または特別な知識を持っている者からの意見を求めるよう努める。

連邦法に従って、いくつかの例外を除いて、委員会による情報収集は一般公開の会議で行われ、会員、契約代理人、またはナショナル・アカデミーの職員ではない者から提供される文書は一般公開される。

委員会は、外部からの干渉を受けずに調査結果の原案と提案を作成するために、非公開で審議する。委員会のメンバーリストを含む会議の概要のみが公開される。報告書のすべての分析結果と原案は非公開とされる。

・レビュー

助言の質と客観性に関する最終チェックとして、全てのアカデミーの報告書（研究結果、ワークショップの概要、その他文書）は、厳格なレビューを受ける。NASEMは、委員会が作成したドラフトをレビューまたはコメントするために、幅広い意見と視点を持つ独立した専門家に依頼する。

レビュー・プロセスでは、各レポートが承認された研究内容に対応し、それを逸脱しないこと、調査結果は科学的証拠と論拠によって裏付けられていること、説明と構成が効果的であり、報告書が公平かつ客観的であることを確認する。

独立したレビューモニターが、レビュー基準が満たされていることを確認する。委員会はレビューアーからのコメントに応答する必要があるが、必ずしも同意する必要

	<p>はない。委員会の全メンバーとアカデミー関係者が最終報告書に署名後、依頼元に送付され一般公開される。依頼元には、報告書の内容の変更を提案する機会はない。レビューアーの名前と所属は、レポート公表時に公表される。</p>
<p>科学的助言の作成にあたっての科学者の行動指針</p>	<p>NAS の科学者の行動規範（2018 年 12 月総会承認）に以下のとおり記載されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NAS 会員は、誠実かつ最高水準の科学研究を遂行し、捏造、改ざん、剽窃等の科学的不正行為を行ってはならない。研究の基本的な考え方に明らかに違反するような好ましくない研究行為を避けなければならない。研究結果に影響を及ぼすと思われる金銭的またはその他の関連する関係をすべて開示しなければならない。 <p>また、科学的助言を作成する委員会の委員構成・バランス、委員の利益相反、依頼元からの独立性の観点からの指針が定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科学的助言を作成する委員は、関連する出版物や依頼元に対して、利益相反がなく、透明性があり、独立していなければならない。 ・委員の構成は、専門性、視点、客観性、多様性等に配慮したものでなければならない。 ・委員及びその親族が研究成果によって直接または予測可能な金銭的利益を得る場合は委員となることができない。過去 5 年間に依頼元とビジネス関係、雇用関係、研究支援、賞の受賞等があった場合は開示しなければならない。 <p>※科学的助言の使用にあたっての政策決定者の行動指針 米国連邦審議会法(第 15 章 § 15. Requirements relating to the National Academy of Sciences and the National Academy of Public Administration) が全米アカデミーからの助言の使用に関する規定、及び助言を作成する委員会のあり方についての規定を定めている。</p>
<p>議会との関係</p>	<p>NAS の議会政府事務局（Office of Congressional and Government Affairs、OCGA）が、アカデミーと米国議会間の主たるリエゾン役を担っており、主に以下の活動がある。</p>

	<p>① 議会証言 (<u>Testimony Before Congress</u>) 2022 年の会期で 4 回</p> <p>② 議会により委任された報告書の作成 (<u>Congressionally Mandated Reports</u>) アカデミーの科学的助言を参照した立法 (<u>Public Laws Containing Studies for the Academies</u>) は 2022 年の会期で 10 件</p> <p>③ 議会への説明 (<u>Briefings to Congress</u>) 2022 年で 42 回</p>
--	--

(注) 全米アカデミーズ (NASEM) は全米科学アカデミー (NAS)、全米工学アカデミー (NAE)、全米医学アカデミー (NAM) で構成。なお、全米研究評議会 (NRC) は NAS のガバナンス下にある。

4. 財政

年間収入	<p>【NAS、NAE、NAM、NRC の連結決算】(注) (2020 年) 約 4.31 億ドル (約 578 億円)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うち公的資金は約 4.5 割 (調査研究、ワークショップ等)。 ・過去 5 年間の公的資金は約 1.9~2.2 億ドル/年で推移 (投資収入の増減により公的資金割合は約 4.5 割~7.5 割で変動)。 ・政府と個別プロジェクトごとに委託契約を締結。受託に当たって、原則、他の組織と競争することはない。 ・基盤的経費に対する政府からの資金提供はない。 <p>※ 1 ドル=134.22 円 (2022 年 6 月 9 日)</p>
年間支出	<p>【NAS、NAE、NAM、NRC の連結決算】(注) (2020 年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総支出の 8 割程度が研究、ワークショップ、フェローシップ・プログラム運営等。 <p>※ 1 ドル=134.22 円 (2022 年 6 月 9 日)</p> <p>NAS 決算書 (2020 年 1~12 月) によると、研究活動、会議開催、資金グラントが 3 大活動であり、これに該当する項目 (比率) は以下のとおり。このうち、会議開催は全体の 0.6%、資金グラントが同 20% を占める。</p> <p style="text-align: center;">2020 年総支出の内訳 (単位: 1,000 ドル)</p>

	Programs	Management And General	Fundraising	Total Expenses
Salaries and benefits	104,792	37,808	2,386	144,986
Grants, prizes, and awards	62,711	97	–	62,808
Subcontracts	45,873	–	2	45,875
Occupancy, depreciation, amortization, and interest	10,399	8,581	120	19,100
Professional fees	9,464	4,414	208	14,086
Printing and publications	8,056	896	49	9,001
Travel	4,494	473	63	5,030
Information technology	4,192	428	156	4,776
Conferences, conventions, and meetings	1,375	484	36	1,895
Other	2,870	475	41	3,386
Total expenses	254,226	53,656	3,061	310,943

5. 業務計画・外部評価

業務計画	NRC が戦略計画（2020 年～2025 年）を初めて策定
外部評価	会計監査あり

英国王立協会

1. アカデミーの組織等

設立年	1660 年（1662 年国王の勅許（Royal Charter））
組織形態	公益団体（自治機関として登録されている慈善団体）
カバーする学問分野	<p>会員は、「コンピュータサイエンス」、「数学」、「天文学と物理学」、「化学」、「工学」、「地球と環境科学」、「生化学・分子細胞生物学」、「微生物学、免疫学及び発達生物学」、「解剖学、生理学及び神経科学」、「有機生物学、進化・生態学」、「健康と人間の科学」のいずれかの分野に所属。重複あり。</p> <p>※人文社会科学は主にブリティッシュ・アカデミーが担う。</p>
会員の資質	<p>数学、工学、医学を含む自然知識の向上に重要な貢献をしていること。</p> <p>(Candidates must have made 'a substantial contribution to the improvement of natural knowledge, including mathematics, engineering science and medical science'.)</p>
会員は終身/任期	<p>終身</p> <p>※Council（評議会）は、毎年、Fellow（会員）は最大 73 名、Foreign Member（外国人会員）は最大 24 名（Statue 3（c））の上限で、王立協会に推薦できる。</p> <p>※公式 HP によると、会員及び外国人会員は、約 800 名の候補者の中から選ばれる。</p> <p>※Fellows の総数は、公式 HP によると、約 1,700 名（2023 年 3 月現在）。</p> <p>※総数</p> <p>2017 年 会員 1,462 名、外国人会員 170 名 2018 年 会員 1,477 名、外国人会員 170 名 2019 年 会員 1,508 名、外国人会員 178 名 2020 年 会員 1,515 名、外国人会員 185 名 2021 年 会員 1,517 名、外国人会員 188 名</p>

<p>会員の補充はどのような方針で行われているのか</p>	<p>会員が、死亡もしくは辞任した場合、記念総会 (Anniversary Meeting) で報告される。それに伴う補充についての規定はない。</p> <p>会員と外国人会員は、それぞれ年間最大 73 名及び 24 名候補者を選択し、年次総会で選挙を行い、補充する。</p>
<p>年会費/会員報酬</p>	<p>年会費は 280 ㊞ (～65 歳)、124 ㊞ (66～84 歳)、なし (85 歳以上)</p> <p>会員報酬はなし (会長のみ報酬あり)</p>
<p>会員数</p>	<p>1,531 名 (2022 年 4 月時点)</p> <p>外国人会員 : 188 名 (2022 年 4 月時点)</p> <p>名誉会員 : 11 名 (2022 年 4 月時点)</p> <p>その他 : 5 名 (Royal Fellow 4 名、その他 1 名) (2022 年 4 月時点)</p>
<p>アカデミーの機能</p>	<p>提言・助言</p> <p>調査・研究 (研究は科学史のみ)</p> <p>奨学金・助成金</p> <p>栄誉・顕彰</p>
<p>組織体制 (意思決定機関の構造)</p>	<p>① 記念総会 (Anniversary Meeting) :</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年次報告書と会計についての議論、各種メダルの授与、会計監査人の任命などを行う。 <p>② 評議会 (Council) : 王立協会の理事機関 (Trustee body)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会の運営に責任を有する。具体的には、予算の承認、各委員会メンバー (RS 会員及び非会員から構成) の決定、定款等の作成、戦略の決定、推薦委員会及び分野別委員会の助言に基づき会員候補者を決定、年次報告書・決算書の作成などを行う。 ・メンバーは会員の中から 20～24 名の間で選出される。役員として会長 (評議会議長) と 4 役 (生物、国際、物理、財務 (Biological Secretary, the Foreign Secretary, the Physical Secretary and the Treasurer)) が Charter に従い選出される。このほか、会長がメンバーの中から指名することができる副会長がいる。 ・評議会は、非会員の中から、評議会の下で行動し、協会の事務を担う事務局長 (Executive Director) を指名する。

	<p>評議会下の委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボード：会長と役員から構成され、資金の監視、緊急性のある事項の検討を行う。 ・メンバーシップ委員会：評議会メンバー、会員、外国人会員を選出する。 ・財務・企画・補助（subsidiary）委員会（※）：予算や運営などの分野で評議会への勧告を作成する。 ・プログラム委員会：多様性、顕彰、出版、科学政策等のプログラムに応じた委員会。 <p>（※）財務・企画・補助委員会下の委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査委員会：内部監査プログラムの承認、内部監査報告書のレビュー、活動実施の追跡、外部監査計画の承認、決算書等に関する評議会への勧告の作成。 ・投資委員会：投資政策の助言、投資戦略の決定。 ・企画・資源委員会：財務パフォーマンスの監視、取引活動の監督、予算案等の勧告。 ・報酬委員会：管理職の報酬を含む賃金問題の検討。 ・貿易子会社（subsidiary）ボード：王立協会貿易会社のボードが貿易子会社の活動を監督。王立協会（ロンドン）会社のボードが貿易子会社の貿易活動を監督。
事務局体制・人数	<p>事務局は総数 225 名（2023 年 3 月 30 日時点）。</p> <p>事務局長（Executive Director）（1 名）</p> <p>各部門</p> <ul style="list-style-type: none"> ○プログラム、パートナーシップ、エンゲージメント ○人事 ○財務、設備、IT ○科学政策 ○国際関係 ○出版・科学的プログラム ○フェローシップ、ガバナンスと戦略

2. 会員選考

会員の任命権者	会員による投票により選出。
会員選出後の手続き	選挙当選者は王立協会の定める責務に従うことを宣誓する署名をし、それを受けて会長が入会を承認

<p>会員選考方法</p>	<p>1. 候補者の推薦（9月30日まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員2名（提案者・推薦者）による推薦が必要。 <p>※会員の推薦証明書には、提案・推薦理由、氏名、肩書、職業、資格、国籍、出生日、常居地を記載。推薦者の個人的な署名を付す。）</p> <p>推薦要件：数学、工学、医学を含む自然科学の発達に貢献大の者</p> <p>被推薦人数は無制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・候補者の登録 <p>登録は、郵送又はオンラインによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被推薦者への通知 <p>提案者が被推薦者へ推薦の旨を通知。</p> <p>2. 全候補者リストの準備（11月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リストへの掲載者は、10月1日以前に提案された者。 ・リストには、候補者名、各候補者の提案・推薦者名を記載。 ・全候補者リストの現会員への公開。 <p>3. 会員候補者のショートリスト作成（3月上旬）</p> <p>評議会（Council）が8以上の部門別委員会（最低12名で構成）を任命する。</p> <p>【部門別委員会の構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Natural Knowledge 各分野の下位分野の代表を確保するよう任命。 ・Standing Orders 上の各委員会の主題は以下のとおり。 <p>部門別委員会0：コンピュータサイエンス</p> <p>部門別委員会1：数学</p> <p>部門別委員会2：天文学と物理学</p> <p>部門別委員会3：化学</p> <p>部門別委員会4：工学</p> <p>部門別委員会5：地球と環境科学</p> <p>部門別委員会6：生化学・分子細胞生物学</p> <p>部門別委員会7：微生物学、免疫学及び発達生物学</p> <p>部門別委員会8：解剖学、生理学及び神経科学</p> <p>部門別委員会9：有機生物学、進化・生態学</p> <p>部門別委員会10：健康と人間の科学</p>
---------------	--

	<p>各部門別委員会は自部門の候補者を選考の上で投票によりショートリストを作成し理事会に提出。</p> <p>【選考で参照される情報】 詳細な履歴書、研究成果の詳細、すべての科学出版物のリスト、最高の科学論文 20 篇。 ※会員はその科学的業績のみに基づいて選考される。</p> <p>4. 評議会による最終候補者の選出（4月） ・評議会が、候補者ショートリストから最大 73 名を選出（選出基準は定款にない）、会員に提示する最終リスト案を作成。その後、評議会で最終リスト案に対する投票が行われ、最終リスト確定。 ・最大 73 名のうち、最大 21 名は Physical Sciences の候補者、同 21 名は Biological Sciences の候補者、同 20 名は Applied Sciences, Human Sciences and Joint Physical and Biological Sciences の候補者、同 3 名は Honorary Fellowship の候補者に割当。</p> <p>5. 会員による秘密投票（5月） ・出席し、投票する会員の 2/3 の得票で候補者が選出</p> <p>6. 新会員の正式承認（7月）</p> <p>7. 新会員の着任（11月1日）</p>
<p>会員の選考における会員以外の者からの意見聴取</p>	<p>会員の選考に当たって、会長が各大学の Vice Chancellor や Research Council の議長及び最高責任者に対して候補者の推薦を奨励することができる</p>

3. 科学的助言機能

<p>科学的助言を行う根拠</p>	<p>規定なし</p> <p>(参考) 政府科学局策定の「科学的助言の指針」(2010)に従っている。</p>
-------------------	--

	<p>ア. 政府は、独立したものからの科学的助言に先入観を持つべきではなく、また、公表前にその助言を批判したり、拒否したりすべきではない。</p> <p>イ. 政府は、政策決定の理由を、特にその決定が科学的助言と一致しない場合は、そのようにした証拠とともに、公に説明すべきである。</p> <p>ウ. 政府は、科学的助言をする者の学問的自由、職業的地位、専門性を尊重し、価値を認めなければならない。</p> <p>エ. 科学的助言をする者は、幅広い要因に基づいて意思決定を行うという政府の民主的権限を尊重し、また、科学は政府が政策を策定する際に考慮しなければならない証拠の一部に過ぎないことを認識しなければならない。</p>
科学的助言の件数（実績）	<p>Consultation response 16、Letter 7、Report 11、Statement 4 他 （2021 年）</p> <p>※政府からの依頼は全体のごくわずかであるが、科学的助言を行う際には、政府の各部門と定期的に対話を行っている。</p>
科学的助言の作成手順	<p>・ 王立協会が提言するテーマは、科学政策専門家助言委員会（会長が議長、物理学書記、生物学書記、事務局長を宛て職として、計 11 人で構成）の助言に基づき、科学政策委員会（会長が議長、物理学書記、生物学書記を宛て職として、計 11 名で構成）がとりまとめ、評議会が決定する。英国、欧州および国際的な政策決定者に科学的助言を提供する。</p> <p>（出典）日本工学アカデミー（2020）「立法府とアカデミアの知的情報共有に関する調査・試行研究」成果報告書</p>
科学的助言の作成にあたっての行動指針	<p>上記の政府科学局策定の「科学的助言の指針」（2010）に従っている。</p>
議会との関係	<p>王立協会と議会間のペアリング・スキーム</p> <p>・ 議会議員と研究科学者との間の架け橋となることを目的に、毎年 30 人の議員と研究者がペアを組み、互いの世界について知り、研究が政策決定にどのような影響を与え、現代の喫緊の課題に取り組むべきか、議会や研究者の所属する機関を相互に訪問することにより学びあう目的。</p> <p>・ 2001 年に開始。2023 年のペアリング・スキームは 3 月 26 日から 30 日に実施。</p>

	<p>議会への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会の各委員会（例：科学技術、環境など）によるオープン照会に対し、王立協会としても返答する形で関与。例えば、2021年3月、コミュニティエネルギーに関するコモンズ環境監査委員会が気候変動に貢献しうる技術革新に関する照会（Call for evidence）をかけ、英国王立協会も回答を提出。
--	---

4. 財政

年間収入	<p>（2020～2021年度） ※1ポンド=168.31円（2022年6月9日）</p> <p>約1.34億ポンド（約225億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> うち公的資金は約8.5割（大部分は助成金プログラム運営に充当） 過去5年間の公的資金は毎年増加（公的資金割合は約7割から8.5割に増加） 															
年間支出	<p>（2020～2021年度） ※1ポンド=168.31円（2022年6月9日）</p> <ul style="list-style-type: none"> 総支出に占める科学的助言の提供、普及啓発等に係る支出の割合は約6%（850万ポンド≒14.3億円） 提言活動の大部分は協会自身の資金で賄うが、政府から資金を得ることもある。 <p style="text-align: center;">総支出の内訳（2020年度） （単位：1,000ポンド）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 25%;">(※)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Expenditure on raising funds</td> <td style="text-align: center;">2,095</td> <td>ファンドレイズ活動（1.5%）</td> </tr> <tr> <td>Promoting science and its benefits</td> <td style="text-align: center;">342</td> <td>科学の普及活動（0.2%）</td> </tr> <tr> <td>Supporting and recognising excellence in science</td> <td style="text-align: center;">114,672</td> <td>研究者への支援・顕彰（82.8%）</td> </tr> <tr> <td>Providing scientific advice for policy</td> <td style="text-align: center;">4,044</td> <td>政策提言（2.9%）</td> </tr> </tbody> </table>			(※)	Expenditure on raising funds	2,095	ファンドレイズ活動（1.5%）	Promoting science and its benefits	342	科学の普及活動（0.2%）	Supporting and recognising excellence in science	114,672	研究者への支援・顕彰（82.8%）	Providing scientific advice for policy	4,044	政策提言（2.9%）
		(※)														
Expenditure on raising funds	2,095	ファンドレイズ活動（1.5%）														
Promoting science and its benefits	342	科学の普及活動（0.2%）														
Supporting and recognising excellence in science	114,672	研究者への支援・顕彰（82.8%）														
Providing scientific advice for policy	4,044	政策提言（2.9%）														

	Fostering international and global cooperation	13,164	国際関係 (9.5%)
	Education and public engagement	4,105	教育 (3.0%)
	Total expenditure	138,422	総支出 (100%)
(出典) 英国王立協会の決算書 (2020年4月~2021年3月) (※) 欄は日本学術会議による補足である。			

5. 業務計画・外部評価

業務計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評議会が戦略計画 (2017~2022) を策定 (政府は関与しない) ・ 委員会、WGが年次計画を策定
外部評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ アカデミー内の監査委員会による監査を行う。 ・ 毎年外部会計監査を受けるほか、登録慈善団体として毎年チャリティー委員会に年次報告書を提出。

ドイツ科学アカデミーレオポルディーナ

1. アカデミーの組織等

設立年	1652 年（2008 年連邦政府・州政府の合同科学会議決議によりナショナル科学アカデミーに認定）
組織形態	非営利組織
カバーする学問分野	会員は、「数学・自然科学・工学」、「ライフサイエンス」、「医学」、「人文科学・社会及び行動科学」のいずれかの部門に所属
会員の資質	卓越した学術業績のある科学者であること。 (Scientists are elected as members who have distinguished themselves by academic achievements of excellence.)
会員は終身/任期	終身（ただし、会員は 75 歳に達すると当該会員の地位が空席となり、他の者に割り当てることができるが、当該会員の権利に変更はない旨の規定あり） 選挙規約にはないが、関係者からのヒアリングによると、75 歳以下の会員総数の上限は 1,000 名。 ※総会員数（年次報告より） 2020 年 1,601 名（うち新規会員数 45 名） 2021 年 1,620 名（うち新規会員数 50 名）
会員の補充どのような方針で行われているのか	・会員が 75 歳になるとその地位は空になり、他の人に割り当てられる。 ・幹部会は上院と相談の上、75 歳未満の会員数を決定する。75 歳を超えても会員資格と権利は不変。 ・2021 年の死亡者が 48 名、新規会員数が 45 名であることから、死亡者の補充として新規会員を選出すると考えられる。
年会費/会員報酬	年会費なし 会員報酬はなし（会長のみ報酬あり）
会員数	1,649 名（2022 年 6 月時点） 会員と外国人会員の区別はない（外国人は会員全体の約 3 割） 名誉会員：1 名（会員の中から選ばれる）（2023 年 1 月時点）
アカデミーの機能	提言・助言 調査・研究（研究は科学史のみ）

	<p>奨学金・助成金 栄誉・顕彰</p>
組織体制（意思決定機関の構造）	<p>①幹部会：会長、最大4名の副会長、4名の書記（※各クラス）最大3名の追加ボードメンバーによって構成形成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長・副会長は法的に理事会を構成形成。法的拘束力を持つ声明にはうち2名の参加を要する。 ・幹部会メンバーは単純過半数により選出。任期5年、再選1回。 <p>②上院：各セクション代表者（27名）、地域代表者（2名。オーストリア、スイス各1名）、最大10名（非会員可）を投票により追加できる。4年任期、再選1回。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹部会について、年次報告書の確認、行動の承認、監査人の任命、メンバーの除名等を決定する。アカデミーについて、会員、スポークスパーソン、地域代表、上院メンバーと代理人、幹部会選挙規則、セクション等の構造規則を承認する。 <p>③クラスとセクション：2009年より研究分野に応じた27のセクションと4つのクラスに割り当てられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各クラスからスポークスパーソン（正副2名）が置かれ、上院に参加する。
事務局体制・人数	<p>事務局人数：110名、博士号取得者人数：下記109名中26名（博士号の分野は不明）（2023年3月30日時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長室：Presidential Office（11名、うち博士号取得者5名（会長職教授1名含む））。 ・国際関係：International Relations（10名、うち博士号取得者5名）。 ・科学-政治-社会：Science-Policy-Society（13名、うち博士号取得者4名）。 ・レオポルディーナ科学研究センター：Centre for Science Studies（11名、うち博士号取得者3名）。 ・報道・広報：Press and Public Relations（12名、うち博士号取得者1名）。 ・アカデミー事務局：Academy Office（12名、うち博士号取得者1名）。 ・アーカイブとライブラリ：Archive and Library（11名、

	<p>うち博士号取得者3名)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 編集部 : Editorial Office (4名、うち博士号取得者3名)。 ・ フェローシップ・プログラム : Fellowship Programme (1名、うち博士号取得者1名)。 ・ 管理 : Administration (24名、うち博士号取得者0名)。
--	---

2. 会員選考

会員の任命権者	<p>会員による投票※により選出 ※拡大幹事会（第三読会）における投票。</p>
会員選出後の手続き	<p>会長が選挙で選出された候補者に書面で通知し、候補者が書面で同意することで会員選出プロセスは完了。</p>
会員選考方法	<p>1. 会員による推薦プロセス 推薦要件：卓越した学術実績があること 推薦書の要件：CV・推薦文・直近の出版物（5～10件）概要を添付。</p> <p>①Section 経由の推薦 最低3名の会員（full member か corresponding member）の署名で、第一読会に候補者を推薦可能（うち2名は候補者が入る予定の Section 所属であること）。</p> <p>②Member Selection Committee（以下、MSC）経由の推薦 ・ 構成員は、Presidium の任命による各 Class の代表と各 Section の代表（他の会員をアドバイザーとして招待可）。 ・ Section ごとには評価しにくい分野横断的な領域からの候補者を見つけるための措置。 ・ 会員は MSC に分野横断的なテーマの設定とそれに相応しい候補者の同定を要請。 ・ MSC は最低3名の会員の支持のある候補者を挙げ、委員の過半数の支持があれば幹部会に推薦。 ・ MSC からの候補者からは年間で最大5名まで会員選出が可。</p> <p>※選挙の定員－幹部会は評議会との相談の上で、Class ごとの正会員数（75歳以下）を決定。</p> <p>2. 会員による選挙プロセス ■第一読会 <Qualitative evaluation と5段階評価を行う> Qualitative evaluation :</p>

	<p>Scientific excellence が要件</p> <p>5段階評価：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Section の全会員に「候補者リスト」と「CV・推薦文・直近の出版物（5～10件）概要」が配布され、候補者を5点評価（最上位5点/上位4点/普通3点/下位2点/最下位1点/Rejection）し理由を付記（棄権は不可）。 ・ Section 内の会員の2/3以上の投票があった場合のみ、投票（結果）が有効。 <p>■第二読会</p> <p><各 Class 会合で第一読会の結果を議論し優先順位付け></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構成員：Class の代表が議長、該当する Section の代表と代理。 ・ 全ての Section からの候補者を議論し、Class 割り当て数内で優先順位付け。 <p>審議での要件：</p> <ol style="list-style-type: none"> ① reputation and scientific visibility（受賞歴など） ② 積極的なアカデミー活動実績の有無 ③（外国人の場合）ドイツとの親近性 ④ 現状のアカデミーが非力な分野の候補者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 4段階投票：各 Section 代表に1票が与えられ投票（支持/条件付き支持/保留/不支持）し Class からの候補者を決定。 <p>■第三読会</p> <p><幹部会で Class 毎に選挙特別会合を開き、その Class の候補者を議論、投票。MSC も同様に選挙特別会合を開き、推薦候補者を議論、投票></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Class から推薦された全ての候補者について議論（審議での要件について定款の規定なし）。必要に応じて専門家の意見（expert advice）を求める。その後、候補者ごとに、賛成、反対、保留を秘密投票。 ・ 投票有権者は、①幹部会メンバー、②該当する Class の代表、③該当する Section の代表（又は MSC の代表2名）。 ・ 幹部会メンバーの6名以上の支持と有効投票数の2/3を得れば当選。
<p>会員の選考における会員以外の者からの意見聴取</p>	<p>第一読会及び第三読会における候補者の検討に際し、幹事会メンバー又は幹事会は必要に応じて会員以外の専門家の助言を求めることができる旨の規定がある。</p>

3. 科学的助言機能

科学的助言を行う根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・2008年連邦政府・州政府の合同科学会議決議（本決議により、政策提言の分野でナショナル・アカデミーの任務を担うこととされた）に基づき、定款第2条に科学的助言の任務を規定。 ・通常1～2年程度の審議。
科学的助言の件数（実績）	<p>34件（2021年） （National Recommendations 13、Discussions 3、Alliance Statements 11、International Academy Networks 6、International Publications 1） ※基本的に政府から依頼された業務を行うことはない。</p>
科学的助言の作成手順	<p>政策立案者や社会に助言するにあたって組織及び運営上の原則としているものは、学術研究の質、客観性、独立性、テーマの選択とプロジェクトをまとめるに当たっての柔軟性である。科学的助言の作成手順は以下の7段階が取られている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 課題の選択 2) ワーキンググループ（WG）の設置に関する議論及び決定 3) 計画策定（予算、WGメンバーの選定） 4) 作業フェーズ（WG会合、ワークショップ開催、専門家による議論、協議、助言案の作成） 5) 外部レビュー（独立査読者の選定・任命） 6) 公表（オンライン公開、出版、広報活動、イベント） 7) フォローアップ（イベント、評価）
科学的助言の作成にあたっての科学者の行動指針	<p>科学的助言に当たってのガイドライン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手可能な最良のエビデンスに基づいた作業 ・理解しやすい文書による透明性の高い運用 ・存在する不確実性や科学的立場の相違の開示 ・経済的・政治的利害に左右されない助言報告書の作成 ・様々な学問分野を含むオープンエンドの諮問プロセスの設計 <p>また、レオポルディーナは、政治的または経済的利益から独立し、公益のために助言を行う。関与する科学者、レオポルディーナ、政治家と市民にとって、助言プロセスの独立性が、利益相反によって損なわれないことが重要であるため、利益相反に関するルール（科学的根拠に基づくアドバイザー業務における利益相反への対処のためのルール、2021年5月幹</p>

	<p>部会決定)が規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 科学者は信頼できる科学的証拠に基づき、社会的課題に、独立して自由に取り組み、より広い歴史的・政治的背景における意義を考察し、行動の選択肢を明確化する。 ・ 関与する科学者は偏見の懸念を生じさせる可能性のある事実を開示する義務がある。そのような事実が存在する場合、利益相反があるとみなされる。 ・ 科学者自身の経済的利益または親族の経済的利益がレオポルディーナの助言作成活動に影響する場合には、その科学者の助言作成への参加は除外される。
議会との関係	<p>政策提言は必ず連邦議会の関係委員会、関係省庁と共有し直接の対話を行う。関係する委員会は財務、環境、農水などで、事前に議会事務局長と協議し該当する委員会を調整する。</p> <p>(出典：日本工学アカデミー(2020)「立法府とアカデミアの知的情報共有に関する調査・試行研究」成果報告書)</p>

4. 財政

年間収入	<p>(2020年) ※1ユーロ = 143.91円 (2022年6月9日)</p> <p>約1,589万ユーロ (約22.9億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> - うち、1,324万ユーロ (約19.1億円) が公的資金。うち1,204万ユーロが「連邦政府80%+州政府20%」の枠組みによる公的資金。 - この他、265万ユーロ (約3.8億円) の公的資金を含む第三者からのプロジェクト資金収入がある。 ・ 収入に占める公的資金割合は、過去3年間で概ね9割 (公的資金は約1,400万~約1,500万ユーロで推移)。
年間支出	<p>(2020年) ※1ユーロ = 143.91円 (2022年6月9日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策提言は100%公的資金で賄われる。 <p>レオポルディーナが公開している財務内容は年間の総収入額のみで、支出額は非公開。但し、法律に基づき支出と収入は総額が一致するよう運営されている。レオポルディーナ紹介資料 (A tour of the German National Academy of Sciences Leopoldina) によると、主要業務内容は以下の7分野。</p>

	<p>《Leopoldina の主要な事業内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> • Advice for Policy Makers and Society 政策者・社会への科学的提言 • International Relations 国際連携 • Public Events 科学の普及活動 • Publications 提言・論文等の出版 • Distinctions and Fellowships 顕彰、スカラーシップ • Library and Archive ライブラリ • Centre for Science Studies 科学研究センター
--	---

5. 業務計画・外部評価

業務計画	年間事業計画及び部局における個別の戦略計画を自主的に策定
外部評価	毎年の連邦教育研究省及び監査法人による監査のほか、連邦会計検査院による不定期の監査

フランス科学アカデミー

1. アカデミーの組織等

設立年	1666年（1699年、ルイ14世の庇護によりロイヤル科学アカデミーとして認知）
組織形態	特殊公的法人（5アカデミーからなるフランス学士院の一機関） 会則は大統領令（décrets）により承認（approbation）
カバーする 学問分野	会員は、数理科学部門（「数学」、「物理学」、「機械・情報科学」、「宇宙の科学」セクション）、自然科学部門（「化学」、「分子・細胞・ゲノム生物学」、「統合生物学」、「人間生物学・医学」セクション）のいずれかのセクションに所属。科学の応用のインターセクションもあり。 ※人文社会科学はフランス学士院を構成する倫理・政治学アカデミー等が担う。
会員の資質	エリートの科学者であること。 （Gathering the scientific elite of our country, the Académie des Sciences has adapted to the increasing pace of scientific progress by expanding its membership）
会員は終身/ 任期	終身（ただし、毎年1月1日現在の75歳未満の会員の人数が基準定数を構成する。この定数は250人を上限とする旨の規定あり） ※選考は通常2～3年毎に行う。 会員補充は限定的な数 ※会則に、外国人会員を除き、75歳未満は250名を上限と規定。75歳を超える会員は担う役割に制限あり（終身書記や委員会の委員長などは75歳まで）。 ※会員数の推移 2018年 273名（新会員18名） 2019年 284名（新会員18名） 2021年 286名（新会員18名）
会員の補充 どのような 方針で行わ れているの か	年初に、アカデミーは補充される座席の総数を設定する。これらの少なくとも半分は55歳未満の候補者のために確保する。

年会費/会員報酬	会員報酬 年間 5,152€ (2019年)
会員数	276名 (2022年4月時点) 外国人会員：112名 (associés étrangers) (2022年4月時点) その他：64名 (通信会員、Membres correspondants) (2022年4月時点)
アカデミーの機能	提言・助言 調査・研究 (提言のため) 奨学金・助成金 栄誉・顕彰
組織体制 (意思決定機関の構造)	<p>①ビューロー：会長、副会長、終身書記 (2名) より構成。週1回開催。議題に関係することについて、会員や通信会員を招いて意見を聞くことも可能。</p> <p>②行政委員会 (la commission administrative)：ビューローメンバー、規約第43条に従う2名のメンバーより構成。年間最低4回開催。予算、人員の管理、所有地・基金・寄付の管理に関する全ての決定を行う。決定は多数決。議題に関係することについて、外部の者を招いて意見を聞くことも可能。</p> <p>③制限付き特別委員会 (le comité restreint)：ビューローメンバー、行政委員会から選ばれた会員2名、8つのセクション・インターセクションの代表者より構成。アカデミーの方針や委員会の創設、シンポジウムの提案、アカデミーの報告や意見の方向性を決め、「秘密会」の投票に委ねる決定を準備。</p> <p>④秘密会 (le comité secret)：非公開の総会。アカデミーの法令及び内部規則に規定された範囲内で、アカデミーに関する全ての決定を行う。</p> <p>会長、副会長の任期は2年 (1期のみ)。有効投票の絶対過半数で選出。会長、副会長、行政委員会のメンバーの選出は、年の最後の四半期に行われる。選出の準備に当たって、終身書記と各セクションの代表 (2名) からなる委員会が設置され、委員会が2回開催された後 (1回目は投票なしの討議、2回目は投票あり。委員の2/3以上の票を獲得した者が秘密会にかけられ</p>

	<p>る。)、秘密会にその提案を委ねる。有効投票の過半数で決定される。</p> <p>※セクションは計8つ。</p>
事務局体制・人数	<p>36名（2023年3月20日時点）</p> <p>○秘書室 計19名</p> <p>事務局長 1名</p> <p>事務局長特命担当 1名</p> <p>事務局長補佐 1名</p> <p>法務・公的取引担当 1名</p> <p>財務係 3名</p> <p>人事・総務・アシスタント係 5名</p> <p>財産係 2名</p> <p>中央サービス係 5名</p> <p>○コミュニケーション・イベント課 (Direction de la communication et des évènements) 計3名</p> <p>課長 1名</p> <p>広報・制度的コミュニケーション係 1名</p> <p>イベント係 1名</p> <p>デジタルコミュニケーション係 空席</p> <p>○学術会議・賞・国際課 (Direction des séances académiques, prix et relations internationales) 計5名</p> <p>課長 1名</p> <p>課長補佐 (国際担当) 1名</p> <p>学術会議係 1名</p> <p>賞係 2名</p> <p>○委員会・報告課 (Direction des comités, avis et rapports) 計2名</p> <p>課長 1名</p> <p>課長補佐 1名</p> <p>○遺産・科学的資産課 (Direction du Patrimoine et des ressources scientifiques) 計7名</p> <p>課長 1名</p> <p>出版係 4名</p> <p>アーカイブ係 2名 (+空席1つ)</p>

2. 会員選考

会員の任命権者	会員による投票により選出者を大統領が承認 (approbation)
---------	------------------------------------

<p>会員選出後の 手続き</p>	<p>—</p>
<p>会員選考方法</p>	<p>・コオプテーションによることが法律に明記されている（研究のための2006年4月18日のNo. 2006-450 プログラム法第35条）。手続きは会則による。</p> <p>1. 年の初めに、アカデミーは、ビューローの提案に基づき、秘密会において、会員選挙のセッションを開くかどうかを決定。 ※ビューロー：会長、副会長、永続書記（2名）。</p> <p>2. その後、選挙委員会の提案に基づき、選出する総数とセクションごとの割り当てを決定（半数はその年の1月1日時点で55歳未満の候補者に割り当てる）。 ※選挙委員会：ビューロー、管理委員会に選ばれた2名、国際委員会の代表、セクションの代表。 ・自分で立候補はできず、立候補はアカデミーの会員からの推薦のみ。</p> <p>3. 「選挙委員会」がそれぞれのポストの候補者の最終的なリストを決定し、それを「順列委員会」(une commission de mise en lignes) に割り当てる。 ※順列委員会：セクションごとに設置。セクションに属する全会員と他のセクションに属してランダムに選ばれた会員（委員会全体の1/4を超えない数）で構成。 ・各候補者は、「プレゼンター」(présentateur) と「報告者」(rapporteur) によって、「順列委員会」に提示される。</p> <p>4. 審議後、各「順列委員会」は、投票で過半数を獲得した人物を「第一列」に登録し、その後「第二列」に登録する候補者を識別するために新たに投票を行う。</p> <p>5. 委員会の提案が「秘密会」(総会) に提示され、選挙が行われる。各ポストについて、投票の絶対多数を獲得した者がメンバーに選ばれる。 ※選挙は非公表。 ※2019年の選挙では18名が選出（12月19日、2020年4月16日に大統領令で承認）、加えて2020年に4名選出（3月18日、5月18日に大統領令で承認）。</p>

	※2022年の選挙では18名が選出（12月19日、2023年1月23日に大統領令で承認）。
会員の選考における会員以外の者からの意見聴取	規定なし

3. 科学的助言機能

科学的助言を行う根拠	<p>会則（大統領令（décrets）により承認）第3条（科学アカデミーは、国内又は国際的な問題についての勧告（recommendations）、要望（voeux）又は提案（suggestions）を提出。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科学アカデミーが最も正当な助言と勧告を行うためには、公的機関や産業界に対して政治的・財政的義務を負わない完全に独立した機関であると認識されることが不可欠。 ・自発的・ボトムアップの助言について、課題設定に当たり政策立案者を含む第三者との意見交換は行わず、スケジュールについて相談することもない。ただし、作業の過程でステークホルダー（科学者、技術者、経済学者等）へのインタビューやディスカッションを通じて、特定の情報を求めることはある。WGにおける第三者との意見交換は学術や産業界の専門家へのインタビューを通じて行われ、対象者は報告書に列記される。 ・年に数回、国会議員とミーティングを行っており、議会における審議事項にかかる見解や専門性を相互に交換する機会となっている。
科学的助言の件数（実績）	<p>13件（2021年）</p> <p>※ここ数年、政府からの依頼は殆どなく、大部分は自発的に選んだ課題についてなされたもの。</p>
科学的助言の作成手順	<p>1. 開始の決定：アカデミーの秘密会がビューローの要請に応じて、諮問された案件をアカデミーが受ける能力を有するか、案件を進めるかどうかを決定する。緊急の場合には、ビューローは直接この手続きの開始を決定することができ、専門家リストの提案とともに、電子メールにより、制限付き特別委員会に付託し、同時にこれをアカデミーの会員に通知する。</p> <p>2. 専門家の選定：制限付き特別委員会は、アカデミー会員の中から関連分野の専門家を決定し、外部の専門家に依頼するかどう</p>

	<p>かも決定する。アカデミーは選ばれた専門家のリストをホームページに公表する。</p> <p>3. 契約合意書の作成：諮問の関係者（アカデミー、諮問の依頼主、他のアカデミーが参加する場合はそのアカデミー）間で、目的、期間、条件（形式、手順、予算等）に関する契約の合意書を作成する。</p> <p>4. 報告書の作成：選ばれた専門家は、諮問された課題、研究の背景、専門家による最終的なコメントを含む報告書を作成する。使用したすべての情報源は明記され、ホームページで公表する。</p> <p>5. 秘密会での討議：専門家による報告書は秘密会に付され、その10日前にアカデミー会員限りで送付される。秘密会における意見は単純多数決で決定し、専門家報告書に添付される。少数意見は付属文書とされる。</p> <p>6. 提出：最終報告書は、諮問を依頼した当局（アカデミー自身が自主的に行った調査の場合は関係当局）に提出される。例外を除き、調査結果は一般に公開される。</p>
<p>科学的助言の作成にあたっての科学者の行動指針</p>	<p>諮問に対応する専門家として選ばれた研究者は、アカデミーの会員であるか否かにかかわらず、関係分野における中立性を損なう可能性のある利益相反の可能性について書面で表明しなければならない。アカデミーのビューローが専門家の参加の可否を決定する。</p>
<p>議会との関係</p>	<p>アカデミーと議会間のパートナーシップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会科学技術政策評価局（OPECST）と科学アカデミーによって2005年に設置された「科学と議会」のパートナーシップを通じ、研究者と政治家の間で両者間の理解促進のために、定期的にセッションを開催。上院議員、下院議員、アカデミーのメンバーが参加。

	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年2月のセッションは、「ロボット工学（医学）」をテーマに、科学アカデミー12名、医学アカデミー12名、招待者8名、下院議員18名、上院議員18名が参加。 ・2020年12月のセッションは、「精神医学」をテーマに医学アカデミーと共催。科学アカデミー12名、医学アカデミー10名、招待者1名、下院議員18名、上院議員18名が参加。
--	---

4. 財政

年間収入	(2019年) ※1ユーロ = 143.91円 (2022年6月9日) 約625万ユーロ (約9.0億円) ・うち公的資金 (使途の縛りなし) は1/3未満。
年間支出	仮に政府の依頼に応じた科学的助言を行う場合の費用は、全て公的資金 (使途の縛りなし) で賄われる。

5. 業務計画・外部評価

業務計画	年間活動計画を策定
外部評価	通常5年ごとの会計検査院による会計検査

II 文献調査（公開資料を基に調査）

イタリアリンチェイ国立科学アカデミー

1. アカデミーの組織等

設立年	1603 年
組織形態	非営利的公的機関
カバーする学問分野	物理学、数理学、自然科学、倫理科学、歴史学、人文科学
会員の資質	定款に規定されていない。
会員は終身/任期	80 歳まで（会員が 80 歳になると新しい会員が任命される）
年会費/会員報酬	報酬あり（出席謝金）
会員数	クラスごとに ・会員 90 名 ・通信会員 90 名 ・外国人会員 90 名
アカデミーの機能	提言・助言（大統領公式アドバイザー） 栄誉・顕彰 国際対応 普及
組織体制（意思決定機関の構造）	会長 副会長 総会 執行委員会（会長、副会長、財務担当幹事、財務担当副幹事、アカデミー書記（2名）、副書記（2名）、2つのアカデミークラスの全メンバー） 各部門（物理・数学・自然科学部門、倫理・歴史・哲学部門）の総会 財務監査役委員会（アカデミーから3名、財務省から1名、文化財・文化活動省から1名）
事務局体制・人数	約 50 名（2003 年報告書）

2. 会員選考

会員の任命権者	会員の投票による選出者を大統領が承認
会員選出後の手続き	定款に規定されていない
会員選考方法	<p>コオプテーション方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アカデミーのセッションが始まる 11 月に部門の部長が欠員を補充するための提案を募る。 ・提案は部門の部長が取りまとめ、部の会員に通知。 ・会期後半に開催される部門の全体会議において、会員が 3 人組の形式で提案を取りまとめ、部門の承認を得るために提示する。 ・各カテゴリーが立案した最終提案は、部門によって承認された後、候補者の科学的資格の概略を示した上で、部門所属の国内会員の投票に付されるものとする。投票は、秘密投票・書面で行われ、本アカデミー会長に送付され、同会長が票を数える（過半数の票を得た者が当選）。
会員の選考における会員以外の者からの意見聴取	規定なし

3. 科学的助言機能

科学的助言を行う根拠	定款第 2 条に、求めに応じて、または自らのイニシアティブで公的機関に対し、関連する能力の範囲において、意見を述べる、とある
科学的助言の件数（実績）	2022 年 7 件

4. 財政

年間収入	718 万ユーロ（約 8 億 7,600 万円）（2016 年～2019 年の年平均） ※2019 年平均 1 ユーロ＝122.07 円で換算 うち、主な収入は中央政府からの拠出（36%）、Third parties から（24%）、Contribution from administered funds（13%）
年間支出	711 万ユーロ（8 億 6,800 万円）（同上）

5. 業務計画・外部評価

業務計画	公表資料にはない。
外部評価	公表資料にはない。 前述のとおり、財務監査役委員会はアカデミーから3名、財務省から1名、文化財・文化活動省から1名で構成されている。

カナダ王立協会

1. アカデミーの組織等

設立年	1882年（カナダ総督発案（1882年）、英国王室の勅許・カナダ議会法に基づき設立（1883年））
組織形態	非営利組織
カバーする学問分野	芸術・人文科学、社会科学、自然科学
会員の資質	<p>カナダ王立協会（RSC）の会員は、フェロー、カレッジ・メンバー（若手メンバー）及び機関会員の3つに分類</p> <p>1. フェロー フェローは、①フェロー、②特任フェロー、③国際フェロー、④名誉フェローの4つに分類</p> <p>①フェロー 知的業績が卓越しているカナダ市民権・永住権を有する者</p> <p>②特任フェロー（Specially Elected Fellows） カナダの公職において顕著な功績をあげており、カナダ市民権・永住権を有する者</p> <p>③国際フェロー 知的業績が卓越しておりカナダ市民権・永住権を持たない者</p> <p>④名誉フェロー（Honorary Fellows） 会員のうち、RSCに対して多大な貢献をもたらした者。会長の任期中、最大3名まで任命</p> <p>2. カレッジ・メンバー カレッジ・メンバーは、①通常メンバー、②国際メンバーの2つに分類</p> <p>①通常メンバー（Ordinary Members） 博士号を取得してから15年以内の者で、卓越した業績・有望性を有し、カナダ市民権・永住権を有する者</p> <p>②国際メンバー 卓越した業績を有し、カナダ市民権・永住権を持たない者</p>

	<p>3. 機関会員 公的または民間機関、法人、その他の組織</p>
年会費/会員報酬	<p>年会費あり 個人会員：評議会が決定した額 機関会員：5,170 CAD～15,510 CAD（約52万円～155万円） ※1CAD=100円で換算（2023.5.15） ※機関の規模（雇用者数）によって異なる</p>
会員は終身/任期	<p>フェローは終身、カレッジは7年、機関会員は毎年更新</p>
会員数	<p>フェロー 2,558名（2023年3月時点） カレッジ 401名（同上） 機関会員 63機関（同上）</p>
アカデミーの機能	<p>提言・助言 栄誉・顕彰 出版</p>
組織体制	<p>アカデミー／カレッジ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・RSCは3つのアカデミー（芸術・人文科学、社会科学、自然科学）で構成されており、フェローは、このいずれかに所属する。カレッジは、分野ごとに細分化されず1つの学際的な組織として活動を行う。 ・各アカデミー／カレッジに評議会（Council）が置かれる。互選によって、アカデミー／カレッジの会長、次期会長、幹事が選任される。 ・各アカデミーとカレッジは、委員会の設置、シンポジウムの開催、出版等の活動を行う。部（Division）の設置も可能。 <p>RSC 役員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長、副会長（4名）、次期副会長、幹事、財務委員長が役員（2023年5月現在、副会長と次期副会長は置かれていない）。 ・会長はフェローでなければならず、3アカデミー持ち回りで選出、会員の投票によって選出される。会長に選出された場合、次期会長（President-elect）を1年間務め、その後会長に就任（任期は3年）。

	<p>意思決定の体制</p> <p>1. 総会 (Meeting of Members)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表の承認、評議員・理事等の任命、その他必要のある事項について審議。 ・年次総会は、直近の総会から 15 か月以内、かつ会計年度終了後 6 か月以内に開催しなくてはならない。 <p>2. 評議会 (Council)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・RSC 役員、アカデミー・カレッジの幹事、国際担当幹事、常設委員会の委員長、3 名までの機関会員代表者で構成するとされている。 ・常設・特別委員会及びタスクフォースなどの設置・解散、他国のアカデミー等との協定の締結、文書または文献の査読、その他褒章の創設の許可などを行う。 ・アカデミーやカレッジの役員選出方法、フェロー及びカレッジ・メンバーの推薦・選考手続き、機関会員の入会に関する規則を制定する。 ・年次総会において、会員に対し活動を報告する。また、国会及び政府に対して活動を報告する。 <p>3. 理事会 (Board of Directors)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・RSC 役員、2～3 名の特別会員（うち、1 名は機関会員代表者）で構成することとされている。 ・財務・監査・リスク委員会、ガバナンス・倫理委員会、人事委員会の 3 つの常設委員会が設置することが定款で定められている。
事務局体制・人数	理事会が定める条件のもとで、事務局長 (Executive Director) が置かれる。

2. 会員選考

会員の任命権	会員による選挙で選出
会員選出後の手続き	<p>式典において、宣誓の読み上げと憲章書 (charter book) への署名を行う。</p> <p>※選出後 3 年以内に行わなければ、当選が無効となる。</p>
会員選考方法	<p>フェロー (コオプテーション方式)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フェロー及び機関会員が候補者を推薦する。候補者の専門

	<p>分野ごとに推薦される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各アカデミーの下に設置される 10 の部門（人文学（英語、仏語）、芸術、社会科学（英語、仏語）、応用化学・工学、地球・海洋・大気科学、バイオサイエンス、メディカルサイエンス、数理・物理化学）ごとの選考委員会において審査。 ・部門別選考委員会より推薦された候補者は、アカデミー別選考委員会に送付される。アカデミー別選考委員会によって候補者リストが作成される。候補者リストは、理事会にも送付される。 ・候補者リストの各候補者について、対応する各部門のフェロー全員による投票が行われる。75%の賛成票を得ると、フェローとして立候補するよう候補者に通知される。 <p>（日程）</p> <ul style="list-style-type: none"> ～12月 事務局へ推薦書の提出 1～4月 部門別・アカデミー別選考委員会による審査 5～6月 各部門のフェローによる候補者への投票 7月 選出された候補者へ通知 9月 選出された候補者の公表 11月 正式に会員として就任 <p>カレッジ・メンバー（コオプテーション方式）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フェロー、カレッジ・メンバー及び機関会員が候補者を推薦する。 ・カレッジの会長・幹事、その他、必要なフェロー及びカレッジ・メンバーによって構成される、カレッジ選考委員会によって審査される。 ・カレッジ選考委員会は候補者リストを取りまとめ、RSC 評議会が批准する。 ・候補者に通知し、同意を得る。毎年 11 月の年次総会において正式にカレッジ・メンバーとなる。 <p>機関会員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評議会による承認。
<p>会員の選考における会員以</p>	<p>規定なし。</p>

外の者からの 意見聴取	
----------------	--

3. 科学的助言機能

科学的助言を 行う根拠	定款第2条に、「カナダにとって重要な事項及びカナダにおける芸術、人文科学もしくは科学の学問や研究の状況に関する報告や提言を準備し公表すること」、「公共の利益に影響する事項に関し、政府や政府機関に助言すること」と規定されている。
科学的助言の 件数（実績）	2021年は16件、2022年は6件のレポートを公表

4. 財政

年間収入	収入（2022年）159万CAD（約1.6億円） ※1CAD=100.9円（2022年平均） 主な内訳 <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>会費</td> <td>101万CAD</td> </tr> <tr> <td>寄付等</td> <td>71万CAD</td> </tr> <tr> <td>イベント収入</td> <td>48万CAD</td> </tr> <tr> <td>投資</td> <td>△95万CAD</td> </tr> </table>	会費	101万CAD	寄付等	71万CAD	イベント収入	48万CAD	投資	△95万CAD
会費	101万CAD								
寄付等	71万CAD								
イベント収入	48万CAD								
投資	△95万CAD								
年間支出	支出（2022年）164万CAD（約1.65億円） ※1CAD=100.9円（2022年平均） 主な内訳 <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>人件費</td> <td>83万CAD</td> </tr> <tr> <td>施設費</td> <td>22万CAD</td> </tr> <tr> <td>通信費</td> <td>20万CAD</td> </tr> </table>	人件費	83万CAD	施設費	22万CAD	通信費	20万CAD		
人件費	83万CAD								
施設費	22万CAD								
通信費	20万CAD								

5. 業務計画・外部評価

業務計画	戦略計画（2023～2025年）を策定
外部評価	会計外部監査を毎年実施

インド国立科学アカデミー

1. アカデミーの組織等

設立年	1935 年
組織形態	公的機関
カバーする学問分野	数理学、物理、化学、地球・環境科学、技術・工学、総合生物学、分子・細胞生物学、生体分子・構造生物学及び創薬、健康科学、農業科学
会員の資質	<p>インド国立アカデミー（Indian National Science Academy (INSA)）の会員は、フェロー（Fellow）と外国人フェロー（Foreign Fellow）により構成。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フェロー 出版物、特許、非公開の科学報告書、その経済的影響によって認められる科学的、技術的業績（例えば、新しい知識への貢献、新しい発見、新しい技術の開発、既存の技術の大幅な改善など）のある者。 ・外国人フェロー 科学に関する知識、科学への貢献、またはその福祉において卓越した人物であり、インド国外に居住し、インドの科学の進歩に何らかの形で貢献した、または貢献できる可能性のある者。
会員は終身/任期	終身
年会費/会員報酬	会員に就任する際に、入会金と登録料を支払う（後述）
会員数	<p>インド人フェロー 1,007 名（2023 年 3 月時点）</p> <p>外国人フェロー 101 名（同上）</p>
アカデミーの機能	科学・研究振興、連携、普及、提言・助言、助成・補助金・奨励金、栄誉・顕彰
組織体制（意思決定機関の構造）	<p>① 理事会（Council）：最高意思決定機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長、副会長 6 名（フェローシップ業務、科学推進、資源管理、国際関係、出版・情報及び科学と社会）、会員 20 名、協力アカデミー及びインド政府の代表 4 名の計 31 名のメンバーから構成。

	<p>② 総会 (Annual General Meeting of the Academy) :</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事会による年次報告、次年度の事務局、その他評議会メンバー及び選出されたフェローの発表などを行う。
事務局体制・人員	<p>事務局長 1 名 (博士号取得者)</p> <p>副事務局長 2 名</p> <p>事務局長補佐官 7 名 (博士号取得者 3 名)</p> <p>科学者 (国際担当) 1 名 (博士号取得者)</p> <p>プログラムオフィサー 9 名</p> <p>セクションオフィサー 6 名</p> <p>アシスタント 11 名</p> <p>マルチタスキングスタッフ 8 名</p> <p>プロジェクトスタッフ 4 名</p>

2. 会員選考

会員の任命権者	規定されていない
会員選出後の手続き	<p>入会金 500INR (約 820 円) と登録料 2,000INR (約 3,280 円) を支払い、宣誓書に署名</p> <p>※ 1 INR=1.64 円 (2023 年 4 月平均)</p> <p>※ 外国人フェローは支払い義務なし</p>
会員選考方法	<p>フェロー選出規則</p> <p>① 候補者の募集 (毎年 6 月)</p> <p>② 候補者の推薦 (7 月 15 日まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 名の会員による推薦が必要。うち少なくとも 1 名は、候補者の科学的業績に関し、個人的な知見に基づくものとする。 ・ 推薦状には候補者の学歴・専門的業績、行跡概要及び候補者の最も重要な研究成果に対する批判的分析を提出。加えて、候補者の代表的な出版物 (最大 10 点)、重要論文 (最大 5 本) 及びその概要 (50 語) のリストを提出する。 ・ 推薦者は、候補者を推薦する別の 1 名の会員に推薦書類を直接送付し、両会員が署名し、候補者の適性について見解を表明する推薦書を 7 月 15 日までに事務局長に提出する。 <p>③ 候補者のリスト</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・年次総会 (the Anniversary General Meeting) における理事会で、全候補者リストが作成され、各分野別委員会に意見と共に送付される。 <p>④候補者の登録 (1月31日まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最も重要な研究業績の概要、10本の代表的な論文、推薦人の名前、推薦が初めて検討された年及び各候補者の誕生年が記された候補者リスト (アルファベット順) が、ウェブ上に掲載され、各会員に通知される。 ・会員は候補者の適性等について、所見やコメントを作成し、関係する分科委員会の委員長に提示することができる。 ・委員長は1月31日までに当該分野を専門とする会員に、候補者の科学的業績に関する追加情報の提出を依頼する。 <p>⑤分野別委員会による選出 (2月～5月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局長は、1月31日までに各分野の候補者リストを、研究活動を示す記述とともに分野別委員会メンバーに配布する。その際、分野別委員会会合の少なくとも2週間前までに、各分野別委員会の委員長に対し、理由とともに推薦状を提出するようメンバーに要請する。 ・分野別委員会の会合は、2月／3月に1回、4月／5月に1回の計2回開催される。 ・第1会合で、分科会委員長は、候補者を最大10名に絞り込む。その後、選抜された10名のそれぞれについて、5～10名の専門家 (海外の専門家数名を含む、インド人専門家はINSA会員に限る) を指名し、候補者に関する情報を得る。10名の候補者名は、理事会に報告される。 ・第2回会合では、専門家による意見が検討され、最大7名の最終候補者を決定する。その後、各分科会委員長は副会長 (会員選考担当) に報告する。 <p>⑥理事会による選考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各分科会の第2回会合後、各委員会が作成した推薦書を検討し、全体で50名を超えない候補者を選考する。 <p>⑦投票用紙の配布</p>
--	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会による選考直後に、候補者リストを含む電子投票用紙が全会員に送信される。 <p>⑧電子投票</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各会員が候補者の名前にチェックを入れる。 ・会長に指名された2人の監視員が投票書類を集計し、投票数を会長に報告する。 ・会長は、年次総会の前に開催される理事会会合で、新たに選出された会員の名前を正式に公表する。投票結果はホームページに掲載される。選挙の効力は翌年1月1日から発効。 <p>※選出資格：インド国民またはインド市民権取得者、非居住インド国民（外国に住んでいるインド国籍保持者）、および少なくとも10年間インドで勤務する外国人研究者</p> <p>※指名の有効性：5年間（指名者が選挙直前の7月15日までに取り下げない限り）</p>
会員の選考における会員以外の者からの意見聴取	分科会で絞り込まれた候補者（最大10名）に対し、分科会委員長はそれぞれ5名から10名の専門家を指名し、意見を聴取する。海外の専門家の場合は INSA 会員でなくても可（インド人専門家は INSA 会員に限定）。

3. 科学的助言機能

科学的助言を行う根拠	規定第2条で、「国民及び政府から要請される国内及び国際的に重要な科学活動を行うために、他の学術団体等も含む、適切に構成される国内委員会を通じて行動すること」とされている。
科学的助言の件数（実績）	2019年：2件（インドの3アカデミー共同声明を含む） 2020年：1件

4. 財政

収入	（2021年）※1 INR＝約1.50円（2021年平均） 約2.63億 INR（約3.95億円） うち約2.59億 INR（約3.88億円）は、政府からのグラント及び補助金（約98%）
支出	（2021年）※1 INR＝約1.50円（2021年平均） 約2.64億 INR（約3.96億万円）

	<p>[主な内訳]</p> <p>固定支出 約 1.35 億 INR (約 2.03 億円)</p> <p>管理費 約 0.35 億 INR (約 0.52 億円)</p> <p>グラント、補助金関連費 約 0.46 億 INR (約 0.69 億円)</p> <p>ICSU 会費 約 0.29 億 INR (約 0.44 億円)</p>
--	--

5. 業務計画・外部評価

業務計画	公開情報には記載はない。
外部評価	毎年会計外部監査を受けている。

大韓民国学術院

1. アカデミーの組織等

設立年	1954 年
組織形態	政府機関（韓国学術院法 17 条は、「教育大臣はアカデミーの活動をサポートしなければならない」と規定）
カバーする学問分野	人文・社会科学、自然科学
会員の資質	高等教育法第 2 条に規定する学校、またはこれに準ずる学校を卒業し、最低 20 年科学の研究に従事し、その発展に著しい貢献をした者。または、最低 30 年の科学の研究に従事し、科学の発展に著しい貢献をした者
会員は終身/任期	終身（2011 年から終身会員制を導入）
年会費/会員報酬	報酬あり（大統領令で定められた額）
会員数	133 名（2023 年 3 月現在）（定員は 150 名）
アカデミーの機能	提言・助言 研究・助成 栄誉・顕彰
組織体制（意思決定機関の構造）	<p>①総会 会員候補者の承認、アワード受賞者の承認、会長・副会長の選出、規則の制定・改正などを実施。3 月、7 月及び必要と考えられるときに開催。</p> <p>②部会（Division Meeting） 人文社会科学部と自然科学部で 2 つ。部長の選出、アワード受賞者の選定等を実施。</p> <p>③分科会（Subdivision Meeting） 人文社会科学部は 6 つの分科会、自然科学部は 5 つの分科会で構成。韓国学術院に所属するすべての会員がいずれかの分科会に所属。各分科会は年に 7 回開催され、学術研究に関する議論、会員候補者のスクリーニング、アワード受賞候補者のスクリーニングを実施。</p>

	<p>④理事会</p> <p>4人の執行部（会長、副会長、各部部長）及び11の分科会長で構成され、会長が必要と考える事項について審議。</p> <p>※会長と副会長の任期は2年で1回更新可。部長および分科会長は、コオプテーション方式で選出され、任期は1年。</p>
事務局体制・人数	<p>事務局は公務員</p> <p>事務総長1名</p> <p>一般管理課（General Affairs Division）・課長含め11名</p> <p>学術推進課（Academic Promotion Division）・課長含め8名</p>

2. 会員選考

会員の任命権者	部会により選出され、総会が承認。
会員選出後の手続き	規定なし。
会員選考	<p>コ・オプテーション方式</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会員任命計画の作成 2. 分科会において、選出される会員の数と、候補者を推薦する関連学術団体の氏名を決定 3. 理事会で任命について審議・決定 4. 候補者の推薦の依頼・受付（会員、または韓国学術院が指定する関連分野の学術団体が候補者の推薦） 5. 分科会・選考委員会において資格審査と事前審査 6. 部会で最終候補者を決定 7. 総会で承認
会員の選考における会員以外の者からの意見聴取	規定なし。

3. 科学的助言機能

科学的助言を行う根拠	<p>韓国学術院法第2条において、「韓国学術院は、国内外における科学者の代表機関であり、科学の発展のために必要な次の事項を行う」とされており、第1項で「科学の発展のための政策、科学の発展のための提案に関する諮問」と規定</p>
------------	---

科学的助言の 件数（実績）	現時点で、公開情報は見当たらず（2023年5月15日）
------------------	-----------------------------

4. 財政

年間収入	2020年度予算 100 ウォン=9.0 円（2020年平均） 71.4 億ウォン（約 6.4 億円） ※全額国費で負担（法 16 条 Expenses needed for the enforcement of this Act shall be borne by the State）
年間支出	2020年度執行額 100 ウォン=9.0 円（2020年平均） 66.9 億ウォン（約 6.0 億円） 人件費 11.4 億ウォン 一般経費 47.9 億ウォン 国際学術交流と学術振興支援 4.6 億ウォン 庁舎維持管理 3.1 億ウォン

5. 業務計画・外部評価

業務計画	公表資料にはない
外部評価	公表資料にはない

大韓民国科学技術アカデミー

1. アカデミーの組織等

設立年	1994 年
組織形態	民間機関
カバーする学問分野	政策学 (Policy Studies)、自然科学 (Natural Sciences)、工学 (Engineering)、農水産学 (Agricultural and Fishery Sciences)、医薬学 (Medical Sciences)
会員の資質	70 歳までの者で、自然科学もしくは工学の分野、またはその関連分野での 25 年以上の経験と優れた実績のある者
会員は終身/任期	終身 (70 歳を過ぎると名誉フェロー)
年会費/会員報酬	会費あり 一般会費：正会員 100,000 ウォン
会員数	フェロー (定員は 500 名) 489 名 名誉フェロー (引退したフェロー) 448 名 若手メンバー 124 名 外国人会員 60 名 準会員 27 名 名誉会員・後援会員 10 名
アカデミーの機能	政策調査・提言 国際協力 研究支援・人材育成 栄誉・顕彰
組織体制 (意思決定機関の情報)	①総会 ②理事会 (Board of Directors) 15 名の理事と 2 名の監査役で構成 ③執行委員会 (Executive Committee) 会長、6 名の副会長、各部部長等計 19 名で構成
事務局体制・人数	事務局長 1 名 管理サポート課 7 名 プログラムプロモーション課 5 名 プログラムプロモーション政策研究チーム 2 名 国際協力課 5 名 科学技術受賞者サポートセンターチーム 2 名

	ナショナルサイエンスチャレンジサポート&ネットワーク 2名
備考	アジア科学アカデミー・科学協会連合（AASSA: Association of Academies and Societies of Sciences in Asia）の事務局

2. 会員選考

会員の任命権者	メンバーシップ委員会により選出され、理事会・総会で承認
会員選出後の手続き	規程なし。
会員選考方法	コ・オプテーション方式 1. 候補者の推薦（3名もしくは4人以上のフェロー、または、関連団体の長、あるいは大学の学長からの推薦が必要） 2. 各分科会（政策学、自然科学、工学、農水産学、医薬学）による候補者の業績評価 3. メンバーシップ委員会による選出 4. 理事会の承認 5. 総会の承認
会員の選考における会員以外の者からの意見聴取	関連団体の長、大学の学長も候補者を推薦可能

3. 科学的助言

科学的助言を行う根拠	基礎研究促進・技術開発支援法（Basic Research Promotion and Technology Development Support Act）第9条3項1号において、韓国科学技術アカデミーは、基礎研究推進のための基盤づくりに必要な調査・研究、及びその施策に関する助言を行うとされている。
科学的助言の件数	科学技術政策への提言を行う Policy Study Reports、国家・社会の課題に対して科学技術的なアプローチを提供する Voice of the KAST、KAST の若手メンバー（Y-KAST）による政策提言である Next-generation Reports を作成。 2021 年は、Policy Study Reports を 5 つ、Voice of the KAST を 8 つ、Next-Generation Reports を 4 つ公表。

4. 財政

年間収入	2022年 81.2億ウォン（8,120万円） ※100ウォン=1円（2022年平均） 固有目的事業収入（法定されている事業に関する補助金など） 72.3億ウォン その他収入（賃料収益、受取利息など） 8.9億ウォン （法11条 政府は、アカデミーが業務を遂行するための費用の全額または一部を補助金として拠出することができる。）
年間支出	2022年 75.6億ウォン（7,560万円） ※100ウォン=1円（2022年平均） 事業遂行費用 67.7億ウォン 一般管理費用 8.0億ウォン

5. 業務計画・外部評価

業務計画	公表資料にはない。
外部評価	会計監査を受けている。

中国科学院

1. アカデミーの組織等

設立年	1949 年					
組織形態	政府機関（中国共産党中央委員会及び国務院の指導下にある総合科学研究機関）					
カバーする学問分野	数学・物理学、化学、生命科学・医学、地球科学、情報工学、技術科学					
会員の資質	<p>・院士（会員）は、憲法と法律を遵守し、祖国を愛し、品行方正かつ適切な学風で、科学技術の分野で体系的かつ創造的で重要な成果を挙げ、中国の科学技術の発展または人類文明の進歩に顕著な貢献をした中国国籍を有する学者・専門家（香港、マカオ、台湾及び他国在住の中国国籍保有者を含む）。</p> <p>・国際的に高い学識を持ち、中国の科学技術のために重要な貢献をした非中国人は、外国人院士として推薦・選出される。</p>					
会員は終身/任期	終身（院士は国家が制定する科学技術分野における最高の称号であり、終身名誉）					
年会費/会員報酬	規定なし。					
会員数	中国人 824 名、外国人 128 名					
		2015 年 新規会員	2017 年 新規会員	2019 年 新規会員	2021 年 新規会員	2023 年 5 月時点
	数学物理学部	11	11	11	12	154
	化学部	9	9	10	11	130
	生命科学・医学部	12	13	10	10	147
	地球科学部	10	10	11	9	138
	情報技術科学部	8	6	7	10	105
	技術科学部	11	12	15	13	150
	中国人院士計	61	61	64	65	824
外国人院士	12	16	20	25	128	
アカデ	基礎研究、人材育成、学術的意見とコメントの表明、国家から委託					

ミーの機能	された戦略研究と諮問・評価、国家のマクロ経済の意思決定に提言と科学的根拠を提供、科学知識の普及。
組織体制(意思決定機関の構造)	<p>・中国科学院は、研究機関、学術部門、教育機関が一体となった組織であり、国内 11 都市に支部、100 以上の研究機関、3つの大学(中国科学技術大学、中国科学院大学、上海科学技術大学)、130 以上の国家重点実験・工学センター、68 の国土観測研究施設、20 の国家科学技術資源共有サービスプラットフォーム等を有し、69,000 以上の正規職員と 79,000 人の大学院生を擁する。</p> <p>・中国共産党中央委員会が中国科学院に設置した「党組」が中国科学院全体の指導的役割を果たす。</p> <p>・国務院が任免する院長、副院長(若干名)を置く。院長は、中国科学院の代表であり、中国科学院全体の業務を主管し、国務院に責任を負う。副院長は、院長を補佐し、院長に責任を負う。</p> <p>党組大会 中国科学院内の党組織メンバーによって構成され、党組書記長により月 1 回開催される。副院長は党組メンバーではないが、オブザーバーとして出席する。</p> <p>学術評議会 院長、副院長、党組メンバー、事務局長、副事務局長、常任幹部会長、各部門長等により構成され、院長が招集し、主宰する。通常は夏と冬に 1 回開催されるが、メンバーの 3分の2 を超す求めがあれば臨時会合を開催することができる。学術評議会では中国科学院の発展戦略、発展計画・プログラム、主要な改革やイニシアティブ等を議論する。</p> <p>院士大会 中国科学院の学術部門の最高機関であり、2年に1回(6月第1週)開催される。常任幹部会への報告、常任幹部会メンバーの選出、院士章程の制定・改訂、学部の設定・調整に関する決定、学術活動の実施、主要な勧告の作成を行う。</p> <p>常任幹部会 院士大会の会期と会期の間組織される常設の指導的機関であり、院長、担当の副院長、各部門長、特別委員会委員長、院士大会で選出されたメンバーにより構成される。院士大会の招集及び議題の決定、コオプテーションに参加する院士の総数及び配分の決定、院士選出の最終候補者リストの決定、外国人院士候補者の公式リストの決定、院士の脱退の決定等を行う。</p>

事務局体制・人数	<ul style="list-style-type: none"> ・中国科学院が任免する事務局長、副事務局長（若干名）を置く。 ・事務局長は非院士とすることができ、中国科学院党組が推薦する。 ・院長室会議は、院長、副院長、党組委員、事務局長、副事務局長、院内の各機関の関連部署の責任者で構成される。院長が招集・主宰し、原則として月1回開催される。
----------	--

2. 会員選考

会員の任命権者	（院長は国務院が任命）
会員選出後の手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに選出された院士のリストは、中国科学院の党組が審査し、共産党中央委員会及び国務院に報告し、記録する。 ※党組は候補者リストの作成段階と選出後の2回、関与。 ・院士の授与式は、国家主席や国務院総理が出席する院士大会で行われる。
会員選考方法	<ul style="list-style-type: none"> ・投票権を持つ全院士の投票により、2年ごとに選出。 ・院士及び関連学術団体が候補者を推薦する。80歳以上の院士及び外国人院士には、院士の推薦及び選考・投票権はない（2017年9月時点で80歳以上の院士は319名）。個人による応募は受け付けない。 ・常任幹部会が候補者を承認する。 ・各学問分野の常務委員会は、該学問分野の選挙権を有する院士を組織し、候補者を評価し、選出する。 ・候補者のリストは、中国科学院党組に提出し、承認を得る。 ・常任幹部会は、最終候補を審査し、投票権を持つ院士による選挙を実施し、新たな院士を選出する。
会員の選考における会員以外の者からの意見聴取	「関連学術団体が候補者を推薦する」と規定されているが、詳細は不明。

3. 科学的助言を行う根拠

科学的助言を行う根拠	中国科学院の任務として、「科学技術の主要課題に対して、学術的意見とコメントを表明し、国家から委託された戦略研究と諮問・評価、国家のマクロ経済の意思決定に提言と科学的根拠を提供する」と規定されている。
科学的助言の	研究業績はホームページに多く掲載されているが、いずれが

件数（実績）	助言・提言にあたるか不明。
--------	---------------

4. 財政

年間収入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2023 年予算 1,708 億元（約 3.3 兆円） ※ 1 人民元=19.53 円（2023 年 5 月 10 日） 公的予算からの充当 431.6 億元 事業収入 561.9 億元 その他収入 72.5 億元 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2022 年予算 1,621 億元（約 3.1 兆円） ※ 1 人民元=19.48 円（2022 年平均） ・ 国家予算管理制度に基づき、主たる収入源は、国家予算からの支出、国家・地方政府・企業による各種研究プロジェクト資金、知財及び技術移転、国家資産の運用収入、国際協力プロジェクト資金、寄付金等。 ・ 学術部門の活動は、主に国家財政から賄われるものとし、国内外の団体や個人からの寄付を受けるための財団を設置することができる。 								
年間支出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2023 年予算 1,708 億元（約 3.3 兆円） ※ 1 人民元=19.53 円（2023 年 5 月 10 日） <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">科学技術支出</td> <td style="text-align: right;">1,093.6 億元</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">教育支出</td> <td style="text-align: right;">66.8 億元</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">社会保障・雇用</td> <td style="text-align: right;">29.0 億元</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">住宅保障支出</td> <td style="text-align: right;">23.7 億元</td> </tr> </table>	科学技術支出	1,093.6 億元	教育支出	66.8 億元	社会保障・雇用	29.0 億元	住宅保障支出	23.7 億元
科学技術支出	1,093.6 億元								
教育支出	66.8 億元								
社会保障・雇用	29.0 億元								
住宅保障支出	23.7 億元								

5. 業務計画・外部評価

業務計画	学術評議会が中国科学院の発展戦略、発展計画・プログラム、主要な改革やイニシアティブ等を議論し、党組会議が決定する。
外部評価	規定なし。 （「党組会議が、監査、検査、監督・査察、評価、賞罰及びその他主要な事項を決定する」と規定されている。）

ロシア科学アカデミー

1. アカデミーの組織等

設立年	1724年（ピョートル大帝の命によって帝立サンクト・ペテルブルグ科学アカデミーとして発足）
組織形態	連邦予算で運営される機関
カバーする学問分野	自然科学、技術科学、医学、農学、社会科学、人文科学
会員の資質	第一級の科学的知識の労作によって科学を豊かなものとした学者
会員は終身/任期	終身
年会費/会員報酬	会員になった時から生涯、ロシア政府の定める月額報酬を支給。
会員数	会員 898名（2020年）（最大会員数は、総会の提案をロシア政府が承認） 準会員 1,144名（2020年）外国人会員（人数不明）
アカデミーの機能	提言・助言 調査・研究 栄誉・顕彰 長期的研究計画の策定
組織体制（意思決定機関の構造）	総会（アカデミーの管理運営の最高機関） 理事会（会長、副会長、総会で選出された会員によって構成）
事務局体制・人数	不明
備考	ロシア政府は以下の権限（抜粋）をアカデミーに対して行使できる。 ・アカデミー総会で採択されたアカデミー規定の承認または変更 ・アカデミー会長の任命及び免職の承認 ・アカデミー会長との雇用契約の締結と終了

2. 会員選考

会員の任命権	規定なし。（会長はロシア政府が任命）
--------	--------------------

者	
会員選出後の手続き	選出された会員は、会員資格の証明となるディプロマを受け取る。
会員選考方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選挙は最低3年に1回開催。 ・ 候補者の推薦は、科学機関、政府の認証を受けた高等教育機関、アカデミーの科学会議。 ・ アカデミーの部門内のセクションで選ばれ、部門の承認を受けたものの中から総会によって選ばれる。 ・ 総会選挙における当選は、総会における投票参加者の2/3以上かつ総会の半数以上の票獲得。
会員の選考における会員以外の者からの意見聴取	規定なし。

3. 科学的助言機能

科学的助言を行う根拠	ロシア科学アカデミー規定13条に「国家の機関や組織に対し、科学的助言を行うこと」をアカデミーの任務の一つとして規定。
科学的助言の件数（実績）	不明

4. 財政

年間収入	公開情報は存在するが、とりまとめが困難。 予算管理は連邦科学機構庁が行う。
年間支出	公開情報は存在するが、とりまとめが困難。

5. 業務計画・外部評価

業務計画	ロシア科学アカデミー規定8条に、アカデミーの財政・経済活動計画はロシア連邦政府が承認することが規定されている。
外部評価	公開情報は存在するが、とりまとめが困難

日本学術会議の設置形態及び会員の身分に関する歴史的経緯の検討

I. 戦前期の制度化とそこからの経路依存性（継承と断絶）

- ① アカデミーの果たす諸機能に即した諸機関の分立体制：学士院、学術研究会議、学術振興会
- ② 法文化・政治文化としての学術機関の位置づけの問題：組織形態等における「学術研究会議管制」からの形式的継承性
 - i. 任命権：内閣→内閣総理大臣（第二条「学術研究会議会員ハ学識経験アル者ノ中ヨリ学術研究会議ノ推選ニ基キ文部大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス」）
 - ii. 「(学) 部」制
 - iii. 三年を単位とした運営：会長、副会長、部長等の任期を三年に設定 etc.
- ③ 組織形態等の検討の前提として、戦前の官制からの経路依存性を認識する必要性
→日本学術会議が「国の機関」である前提
- ④ 学術体制刷新委員会の議論の検討
 - 1) 同委員会第八回総会（昭和 23 年 3 月 25-27 日）速記録中の審議機関に関する特別委員会我妻委員長の経過報告及び発言から
 - i. 「五つの法令は大別して二つの系統に分れる。一つは国会を通る、つまり法律の形で行く、他は日本学術会議という会の規則、法律以下の、なんというか國家的な法令でないもの、その二系統に分かれます。そして、國家的な法律の系統に属する場合が二つありまして、一つは日本学術会議法、これは國家の協賛を経る形式的な法律による。それからその形式的な法律によって委任された一つの政令、日本学術会議の事務局令ともいうべき政令を一つつくる、この日本学術会議法と日本学術会議事務局令というものが國家的な法令となってこの会議の骨格を形づくる。」（41-42）
 - ii. 「それから会議法の内容も簡単に申し上げた方がいいかと思いますが、これは先ほど申し上げましたように、この法律によって学術会議というものを法的根據のある存在として設置する、そしてその経費は全部国庫負担になりますから國會の協賛を経て予算を通すのに必要にして十分な限りの事柄となる」（48-49）
 - iii. 「ただ第一條の第二項に日本学術会議は内閣総理大臣の所管とするということをはっきり謳いました。今までは多少変遷がありましたが、結局はここで行政機構の改組に睨み合せてブランクにしておこうということであったのでありますが、いよいよ最後に法律として政府に答申するためには少なくとも現在の行政機構を前提として考えなくてはならぬだろう、そうすれば内閣総理大臣が最も適当であろうと委員会として考えました。また先ほどの御報告のように、関係方面からフォーラムなコミュニ

【第一部会協議②別添資料2】

ケーションをするところは総理大臣だということでありましたので、いずれにしても第一條第二項をこういうことにするのが適当であろうと思ってこうしたのでありますが、その点についてあとにまた申し上げることがあると思います。」(51-52頁)

- iv. 「第三章の第十五條であります、**日本学術会議というものはいわばプライベートの団体**なんだが、**事務局だけはやはり正式の官吏をもって組織**しておく方がいいであろう、そしてそれにはおよそこのくらいの大きさの事務局ということもご審議願ったのでありますが、しかしその事柄は本法の中には具体的なものはせない、ただ政令の定めるところによつておいて、その所要の職員がどのくらいであるかというようなことは先ほど申しました実行委員に引き継いで政府と折衝するときに含んでやるべき事柄だろうと考えまして、第十五條をこういう形にいたしましたのであります。」(59-60)
 - v. 「ただ私が伺おうと思ったのは、全部政府系統であるいは國家系統の法律のような方がいいというお考えでもあればこの構想が変わってくる。その点の一つ御審議願いたいのであります。その点は大体会議規則という**会議自体がきわめて自主的なものと、その会議に対して政府が金をくれるために、その会議の存在を権威づけるために会議法というものを作るという二本立てでいこう**ということでもいいかということを伺って、そしてもしそれでいいと御決議願った場合に・・・」(93-95)
 - vi. 「所管の問題は……一体日本学術会議というものが内閣総理大臣にくつつのが現在のところでは一番筋が通ると思われるが、しかしその改組と睨み合せると、より適当な官廳ができないとも限らない。そこでもし改組の結果内閣総理大臣にくつつておくが筋も通り実際上も非常に便利だという官廳ができたときには、その官廳の所管とすることがいいんだ。この刷新委員会は第一條第二項をただ内閣総理大臣と書きつ放しているけれども、そりではそれだけの考慮を拂ったわけではありませんから…」
- 2) 「**国の機関**」としての性格と「**学者の自律的団体**」としての性格という矛盾する要請を解決するために、①日本学術会議を規律する法と規則からなる二系列の区分、②団体としての会議と国の機関としての事務局、③「コミュニケーション」の相手方としての内閣総理大臣、④内閣総理大臣の所管は便宜的、などの考え方を提示。
 - 3) 条文解説において「独立して」(第三條)についての特別の説明はなし。それまでの議論において当然の前提として共有されたために特段の説明をしなかったと推測されるが、これはさらなる文書調査が必要。

II. 会員の特別職公務員身分の問題

① 発端としての国会議員の兼任問題

4名の参議院議員（田中耕太郎〔緑風会〕、高瀬荘太郎〔無所属→緑風会→第二院クラブ。文部大臣〕、堀真琴〔日本社会党→労働者農民党→無所属クラブ〕、羽仁五郎〔無所属クラブ〕）が日本学術会議会員に当選。国会議員の兼職規定により会員身分問題が浮上。

当時の国会法第39条「議員は、内閣総理大臣その他の国务大臣、内閣官房長官、各省次官及び別に法律で定めた場合を除いては、その任期中国または地方公共団体の公務員と兼ねることができない。但し。国会の議決に基づき、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、参与その他これに準ずる職務に就く場合は、この限りではない。」（現在の条文は一部修正）

② 第一回総会における会員の身分に関する委員会（第六委員会）の設置

平野義太郎第二部会員の発言「……研究の前にむしろここではこの本会議の会員は、決して行政府や内閣の委員とか、これに準ずべき官吏、普通のいわゆる行政権を持った行政官じゃないということを、この会議においてもうしていただく必要があると思います。」（『日本学術会議第一回総会議事速記録（四冊の内）四』、82）

堀会員（参議院議員）「一應この学術会議の会員はいわゆる国家公務員法にいう公務員ではないし、まったく議員と兼職することが望ましいというぐらいの積極的な決議をこの会議においてなさいて、それを人事院並びに全国選挙管理委員会、内閣側に御提示くださるような運びにさせていただけば、大変都合がいいと考えます。」（同、88-89）

羽仁会員（参議院議員）「**問題の要点は日本学術会議をわれわれが守って、日本学術会議の会員は独立の性質を持っている**ということ、日本学術会議としてこの問題に関してはっきりさせていただくことが必要なのだと思うのであります。……ただ結論的には堀会員が決議をするということは、あるいは少し強きに失するのではないかというふうにも考えますので、そういう要請とか要望をされることの方が、あるいは政治的には望ましい結果をもたらすのではないか。決議をするということになると人事院の権限に幾分干渉する憂いもあり、かえって結果が思わしくないようなことになると思いますので、日本学術会議の性質を説明して、従って兼職することが望ましいと考えるというように、こちらの考え方を示しになる方がよくはないかと思えます」（同、91-93）

田中耕太郎会員（参議院議員）は、兼職問題以上に重要なこととして、学術会議会員が行政的な「公職」に区分され、「教職」ではないかのように扱われることについて、日本学術会議の性格、「学者の節操の問題」、戦時下の態度を踏まえた厳格な教職適格審査（及び「ページ」）などとの関連で問題提起。（同、94-107頁）

我妻副会長「日本学術会議をつくる法律をつくることから既に日本学術会議の性格が問題にな

【第一部会協議②別添資料2】

りまして、一方独立して任務を行うと言っているが、しかし内閣の所管であり、かつ国家の金で働いているというので、関係方面の方々にはちょっと性格が了解できないものであったらしい。しかし日本の現状からこういうことが必要だというので了解を得ました。そのときから既に問題になっていたことが、今度は会員の性格としてもまさに問題になることであるわけであります。同時に逆に、公務員法が非常にむずかしいことを規定しましたので、両方のむずかしさがこんがらがって困難になっておりますので、私自身の個人的な見解としては、公務員法の適用においては一般職でも特別職でもないと考えておりますが、しかし今ここで皆さんにそういう説明をして、この会員はもちろん科学に対する非常に識見のある方ではありますが、法律的な技術的な問題も含んでいるものですから、この会員の性格は何法の兼職には妨げられないということを決議して下さいというのは少し躊躇せざるを得ない。ここでもし決議なさるとすれば、学術会議の会員は独立して職務を行うということを考えてその身分の決定は慎重であって欲しいというくらいの決議ならできるかもしれけれども、それを当然のことだとすれば、決議はしないで、委員会を設けて、その委員会が各種の事情をよく研究し、また人事院の意見も聞き研究する。今田中会員が指摘されました公職と教職、これもずっと問題になっているものでありますから、その点も十分に調査する、やはりいろいろな関係と交渉連絡も取りながら、ここでいろいろ御発言になったことを頭に入れて調査するというぐらいのところはちょうどいいのではないかと考えております。」(同、109-113)

(福島会員、第六部 ?) から人事院の「通牒」が1月15日にあったとの間接情報。

岡部事務官(文部省)「人事院の解釈は、日本学術会議の会員は就任に際し選挙を必要とするという条項に当てはまるので、公務員であるが特別職だという解釈でございますので、百一条の兼職の規定はかかわりありません。」(118-119)

一連の議論のなかで、会員の身分に関する第六委員会の設置を議決

委員長：松岡熊三郎(第二部)

委員：第一部・羽仁五郎、第二部・横田喜三郎 松岡熊三郎、第三部・守屋典郎、第四部・萩原雄祐(辞退)、第五部・浜田成徳、第六部・井上晴丸、第七部・川崎道太郎

*この後第六委員会では「教職適格審査」の必要性が議題とされ、これは翌年の日本学術会議法改正につながる。衆議院文部委員会(昭和25年2月7日)の審議では、第一回選挙における「弊害」として、「各研究機関によっても、一方的な証明だけありますと、ある研究機関では非常に厳格に基準が解釈せられますし、ある機関では非常にルーズに取り扱われまして、有権者の数において、また資格がまちまちになりまして、全体の各部総合の学術会議としましては、非常に不均衡を来したのであります……これはこの前の選挙の結果にかんがみまして、中にはどうも客観的に科学者、研究者と言えるかどうかかわからないようなものも相当認められたのであります」とは本田説明員(日本学術会議事務局長)の発言がある。

(<https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF/img/100705115X00219500207>)

【第一部会協議②別添資料2】

本件（不適切な有権者の問題）については、学術会議内文書の検討は行えていない。

③ 第二回総会（2月26・27日）における第六委員会報告

2月4日に人事院総裁と「交渉委員」（松岡・羽仁会員の両委員、我妻・宮沢・中村会員と田中二郎教授〔行政法〕の特別委員4名）が会談、「人事院は本問題については何等正式の決定をしていないことがわかり、且つ**総裁の見解も本委員会の意見と全く一致した。**」（『第二回総会配布資料』綴）

なお、第三回運営審議会（2月11日）記録には「人事院総裁の言によれば、衆議委員議員選挙当時学術会議学術会議に通告のあったのは選挙管理委員会の決定であって、人事院としては公務員の特別職であるという正式決定はしていないということで、当分決定しないでおきたいということであった。したがって国会議員が会員になる為に国会の承認を得る必要はないことになった。衆議院議員選挙に立候補したために会員就任を辞退した三名の人の処置が問題になるが、委員会の意見としては、このまま放置しておきたいとのことである。スタック委員は公務員であることが確定している。」「第三回には右の人事院との交渉結果を報告し、本委員会としても右の方針で進むことを申合せた。次の選挙で問題になるから、会議法に、会員には国家公務員法の規定を適用しないという条項を設けることにしたい。」との記述あり。

「日本学術会議会員の身分に関する意見書 第六委員会」において「**国家公務員法にいう国家公務員ではないと考える**」と記述。

意見書では国家公務員を「国家公務に従事する者」などと定義した上で、日本学術会議は「科学者の互選による会員の本質的には私的な共同団体とみるべきであって、いわゆる政府機関ではない」、職務内容も「明かに、国家公務と見るべきものではない」などと主張。国庫による負担などについても、「日本学術会議の国家的必要性に鑑みて、その限りにおいての国家的、経済的助成を与えているにすぎぬ。」（『第二回総会配布資料』綴）

なお、第一回総会から第二回総会の間で開催された四回にわたる第六委員会の会議録等は発見できておらず。同じく、もっとも積極的に発言している第二部（法学）の会議報告綴（七部中半数は存在）も亡失した可能性が高く、議論の内実は確認できない。

④ 会員身分に関する人事院決定（昭和24年3月30日）

3月19日、内閣が人事院総裁にたいして、「国家公務員の職に属するかどうか及び国家公務員の職に属するとすれば、国家公務員法第二條に規定する一般職か属するか特別職に属するか」を照会。（内閣閣甲第64号、昭和24年19日。）（『第三回総会配布資料』所収）

3月26日、人事院総裁浅井清が、内閣官房長官増田甲子七に回答

「日本学術会議会員（以下会員という）の職は、左の理由により国家公務員の職に属する。

一、日本学術会議（以下会議という。）内閣総理大臣の所轄に属し（日本学術会議法第一條第

【第一部会協議②別添資料2】

二項)、且つ、事務局がおかれる(同法第十六條)國の機関である。

二. 会議の行う職務及び権限は、國の業務である。(同法第二章)

三. 会議に関する経費は國庫負担である。(同法第一條第三項)

四. 会員は手当を受けることができる。(同法第七條第三項)

次に会員は、その就任について選挙によることを必要とする職員であるから、その職は、国家公務員法第二條第三項第九号の規定により特別職に属する。』(『第三回總會配布資料』所収)

⑤ 本件に関する第三回總會(昭和24年4月26日)報告

人事院は3月30日に日本學術會議会員が特別職国家公務員であることを決定して、内閣総理大臣等に伝達(第九回運営審議會[6月24日]配布資料「昭和二十四年五月十六日 日本學術會議創立以来の経過報告 日本學術會議」)

上記「経過報告」の緒言:「本會議会員の身分については(第九章)、本会の方では国家公務員ではないという意見を強く主張したが、人事院では国家公務員の特別職であるとの判定を下した。本會議としてはこれは非常に不満である。近い国会で法律を修正して實質的に差し支えないようにする予定である。」(3頁)

「経過報告」の第九章 本會議会員の身分に関して検討したこと

1. 第六委員会は、第一回總會において、この問題を審議するために設置された。
2. 第六委員会は、第二回總會に、本會議会員は、国家公務員ではないという意見を報告し承認された。
3. 本會議は、右の意見に基づいて政府と折衝したが、三月三十日付で人事院は、本會議会員の職は国家公務員の特別職に属するものであると決定した旨の通知を受けた。
4. この委員会は、本會議会員の教職適格審査を受ける必要の有無について検討している。(「経過報告」19頁)

この間の経緯については「大体の経過は三月五日の月報、三月二十八日の第五回運営審議會の議事録、四月五日の月報」に記載されていると『第三回總會議速記録(昭和24年4月26日)』11頁にあるが、これらの文書は保存されていない可能性が高い(第五回運営審議會[3月28日]文書綴り中に含まれず)。

それまでに衆議院の議決が得られず国会議員の兼職問題が解決しなかったため、第三回總會で4名の国会議員の会員は正規の資格のない状態で總會に参加。(『第三回總會議速記録』6-7頁)

龜山会長の第三回總會発言:「先般委員を設けまして學術會議の会員の身分についていろいろ検討してもらいました。その結果學術會議会員は国家公務員法によるとみろの国家公務員ではないという結論になりまして、總會でもみなさんの御賛成を得ました。その論拠でもって進んでおったのであります。これはすでにご報告してあるのであります。ところがこの身分を決定する権能を持っているのは人事院でありまして、その人事院の方の決定では国家公務員法による公

【第一部会協議②別添資料2】

務員である。そしてこれは特別職であるということになったのであります。」(同前、3-4頁)

我妻副会長の第三回総会発言：「人事院の決定はお手元に差上げてある書類の中の十というのに出ております。それで、この中に理由が書いてあります。この理由はいずれも承服し得ないのでありますけれども、すでに優先的な解釈が出ておりますから、そのこと自体に対しては争うことはいたしませんで、ただ国会に向かって、学術会議は公務員ではないとさえ考えているのだから兼職することはもとより当然認めてしかるべきものと思うからその旨の取扱いを願いたいということをお両院の運営委員長に向かって申入れをいたしました。」(同前、6頁)

亀山会長発言：「学術会議の会員が国家公務員法による公務員ではないという論拠、これは十分に人事院に対して意見を開陳したのであります。我妻副会長が総裁のところにも二度も行き、向こうからもその方の人に来てもらいました。ここでもって会長、副会長、松岡第二委員長、田中次?郎特別委員と寄りまして約二時間にわたってこちらの意見を十分に申し述べたのであります。意のあるところは十分わかりまして、向こうの論拠とするところもわかったのであります。向こうの意見に学術会議としては承服できないのであります、とにかく決定権は向こうが持っておりまして、止むを得なかったのであります。」(同前、9頁)

羽仁会員発言、後述の特別職給与法に反対すべきとの文脈で、「日本学術会議の会員は国家公務員ではないということの承認といいますが、同意を、これは私が個人的にでありますけれども、得ました時にも日本学術会議法のうちで規定されており日本学術会議の会員に対する給与というのは、いわゆる給与ではなくして、実費弁償というものである。給与を受けていないということになると、国家公務員であるということを規定することは非常にむずかしい、あるいはほとんど不可能であるということがありましたので、さっき我妻副会長のお話のように、この法の中に日本学術会議の会員が列举されたことは、現在より悪くはならないのですけれども、現在よりもよくすることをふさぐおそれがある。」(同前、172-174頁)

この羽仁発言の中では国立大学教授の身分問題への波及に関する言及もあり、当時、人事院で準備されていた人事院規則一四一七(政治的行為)との関係が想定されていた可能性がある。

人事院規則一四一七(政治的行為)(昭和24年9月19日)について日本学術会議は、第四回総会の議決に基づき、「人事院規則14-7の適用について」を発出した(文中では、「勧告する」となっているが、勧告等冊子では「申し入れ」として区分)。

【第一部会協議②別添資料 2】

総発第 525 号 昭和 24 年 10 月 12 日	
内閣総理大臣 吉 田 茂 殿	日本学術会議会長 亀 山 直 人
政府は、先に公布した人事院規則 14-7 の適用については、この際に慎重を期せられたく、ことに研究に従事する国家公務員の研究に関連する行為については、同規則の適用を除外するように至急適切な措置を講ぜられることを希望いたします。	
右 10 月 6 日開催の本会議第 4 回総会の議決により勧告いたします。	
『勧告集 (1961・3・31) 日本学術会議』 46 頁	

⑥ 国会議員兼職問題の「解決」

上記人事院決定を受けて、4月4日に閣議で国会に兼職許可決議を行うように内閣総理大臣から求める決定。これを受けて、5月7日までに衆参両院で議決、その結果を5月9日に内閣官房長官から日本学術会議会長に伝達（国立公文書館デジタル史料、1721663.pdf。第八回運営審議会[5月25日]資料綴にも在中）

このプロセスでは衆議院の決議が遅れたため「増田官房長官が非常に驚かれた」、「民自党の国会対策委員長周東秀雄君に来ていただいて、できるだけ早く衆議院でも承認を與えられるように民自党としても十分努力してくださるという確認を得てまいりました」などの羽仁会員の発言。（『第三回総会議速記録』、8頁）

翌年 2 月、法改正により日本学術会議法第七條 4 に「会員は、国会議員を兼ねることを妨げない」と明記（国立公文書館デジタル史料、2807780.pdf）。なお、本件を審議した参議院文部委員会委員長は田中耕太郎会員である。

⑦ 身分問題の延長戦としての「特別職の職員の給与に関する法律案」問題

日本学術会議法第七條第三項に定められた会員への手当支給規定を削除して、給与法に学術会議を含めるというもの。

第三回総会において、特別職の職員の給与に関する法律案についての我妻副会長の提案、「政府が示しているこの法案について、学術会議法第七條第三項を削除する必要なしという条件をつけてこれを了承する、こういうのであります。ちなみに、学術会議会員が公務員として取り扱われることによって生ずる不都合を除くため、及び公務員たる会員にも手当を支給することができよう道を開くために適当なる措置をとるよう努力するというちなみ書きをつけまして、これを了承する、というのであります。」（『第三回総会議速記録』、171頁）

これへの応答が羽仁会員の上掲発言。続けて羽仁は「政府なり官僚は、われわれがこれを認めたということによって、会員の大多数は國家公務員の特別職になるということにそんなに痛痒を感じていないのではないかというふうに思って、会長、副会長その他有志の方が交渉されますと

【第一部会協議②別添資料2】

きに不利になるのではないかと感じますので、もう暫くの間このままでお進みになり、特にこういう方面で認めないというふうにするのがよいのではないかと、しかし特に我妻副会長が政治的配慮からそういうものが需要であるということなら別であります、もしそういう点がなければ、この方がよいのではないかと思います。」と続ける。(同前、185-186頁)

第四回総会における我妻副会長報告「御承知の通り日本学術会議は國家の機関とされ、その会員は國家公務員だという政府の認定に対しては、しょっちゅう抗議を申し込んでいるわけであり、現在では特別職ということに人事院で決定し、政府の方でもそういう取扱いをしていたのでありますが、学術会議としてそれを承諾して[「せず?」という書き込みあり]、機会あるごとにプロテストしているような状態であります。そういう際にこの特別職の職員の給与に関する法律というものの中に、日本学術会議は國家の機関であり、会員は特別職員であることをはっきりさせることになって、その点がおもしろくないではないかというようなことが懸念されるのであります。」(『日本学術会議第四回総会議事速記録(二冊の内)一』、21-22)

手当支給とその額の決定に関して現におこなっていることを給与法に書き込んだだけとの政府側の説明を詳しく紹介した上で、「日本学術会議の会員は公務員ではないと主張する立場から言いますと、この法律の中にはっきりと謳われることは多少不利益と思われましても、しかし現在の状態よりさらに悪くなるのではない。大体それは手続き上としてもやむを得ないことじゃないかというように考えるのであります。言いかえますと、日本学術会議の会員は特別職ではないということをおわれわれが考えているその主張をはっきりさせるためには、会議法自体を改正するという根本的な措置をとらなければならない。それをやらない場合はプロテストしてもしょうがないじゃないか。そこであとで会議法を改正して、学術会議の会員は他の職務を兼ねることができるとか、國家公務員でも手当を受ることができるとか、國家公務員でないということに向かつて、会議法自体の修正を考える、そういう手をとるよりほかないんだというふうに考えまして、話がごたごたしたようでもありますけれども、とにかくこの法律を通すということは、現在やっていることを明らかにするのであって、必ず害のあることとは言えない。現在やっていることを法規化するのだから、これは認めねばなるまい。学術会議の性格及び会員の身分というものについては、別に会議法の根本的改正という方向に向かつて進むほかないであろう。そういうふう考えるのであります。」(同前、23-25)

この件はいったん休会の上、翌日に再審議。給与法案を受け入れる方向に傾斜する執行部(会長・副会長)に対して、会員からは公務員であることを認めることになるとの批判(芦田譲治、平野義太郎ら)。

【第一部会協議②別添資料 2】

我妻副会長の判断(再提案)は、「本会議は会員の身分を公務員でないものと理解しているから、特別職の職員の給与に関する法律案の中に規定することなく、日本学術会議法第七条第五項の実施については別に規定を設くべきものとする。そういう趣旨のことを政府に申し入れる。但し今日対案をつくってこの申入れが実現されるまでとことこやるといことは、必ずしも希望しない。ただ将来学術会議が了承しないのだ、相変わらず公務員でないと考えているのだという意思を残すという意味でそういう申入れをする。こういう句虎のところがどうか考えたわけであります。」(同前、33頁)

総発第 527 号 昭和 24 年 10 月 12 日	
内閣総理大臣 吉 田 茂 殿	日本学術会議会長 亀 山 直 人
「特別職の職員の給与に関する法律案」について 本会議の会員の身分については、先に人事院の決定がありましたが、本会議はこれについて疑義をもち、目下検討中でありますので、この度制定される特別職の職員の給与に関する法律案には日本学術会議会員を規定することのないようにお取り計らい下さるよう、お願いいたします。 追って、日本学術会議法(昭和 23 年法律第 121 号)第 7 条第 3 項は、本会議会員に手当を支給することができる根拠法としてこれを存置し、その実施については、従前どおりお取り扱い下さるようお願いいたします。 以上の 2 点については、10 月 6 日開催の本会議第 4 回総会において強い希望がありましたので、申し入れます。	
『勸告集 (1961・3・31) 日本学術会議』、47 頁	

これらの働きかけにもかかわらず、「特別職の職員の給与に関する法律(昭和 24 年法律第 252 号)の第一条の二十二として「日本学術会議会員」と記載(『官報』第 6875 号、昭和 24 年 12 月 12 日)。なお、現行法では第一条の七十二として記載。

⑧ 会員身分問題余滴：下村定則会員の日本国有鉄道総裁就任とその死去(下山事件)をめぐる混乱

日本国有鉄道法による兼職禁止規定により下山定則会員から会員辞職願

「本会議の会員は国家公務員の特別職になっておりまして、日本国有鉄道の法律の中にある政府職員という言葉がどの程度の広さを持っているか、本会議の会員をも含まれるものであるかどうかという点に多少の疑義があるのですが、下山くんが総裁に就任するにあたって、そういう疑義を残しておくのは問題を複雑にするというので、辞任を申し出たのであります。ところで日本学術会議法の第二十五条によりますと、総会の議決がなければ退職できないことになっておりますので、次の総会まで待つか、新たに総会を招集するかという必要が起こったのであります。」(同前、2-3)。

【第一部会協議②別添資料2】

運営審議会（6月24日）の議を経て会長が辞職承認、総会で追認という手続きに。しかし総会までに死亡。そのために通常の手続きにより次点繰上げ。

III. 総理府設置法案における日本学術会議の位置づけに関する問題

① 総理府設置法（昭和24年5月31日）

第十五條（その他の附属機関）に科学技術行政協議会「科学技術行政協議会法（昭和二十三年法律第二百五十三号）に基き日本学術会議と緊密に協力し、科学技術を行政に反映させるための諸方策及び各行政機関相互の間の科学技術に関する行政の連絡調整に必要な措置を審議すること。」

第二節「附属機関」とは区別して第三節「機関」をおき、第三節に含まれるのは日本学術会議について定めた第十六條のみ←一般の行政機関との区別を示したものと解するのが妥当か

第十六條 内閣総理大臣の所轄の下に、日本学術会議を置く。

2 日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させるための機関とする。

3 日本学術会議は、東京都に置く。

4 日本学術会議の組織及び所掌事務については、日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号）の定めるところによる。

② 第六回運営審議会（昭和24年4月25日）における我妻副会長からの説明

（イ） この国会に提出される各省設置法案のうちの総理府設置法案の中には日本学術会議と科学技術行政協議会が含まれているが、両者とも総理府の附属機関として取り扱われている。

（ロ） このことは、本会議が内閣総理大臣の「所轄」となっており、その経費が国庫の支出であることなどの他に、会員の身分が人事院によって国家公務員とされたことを根拠とするものと考えられる。

（ハ） しかし、学術会議を総理府の附属機関とすることは会議の独立性を犯すきらいがある。もちろん法律的に考えれば、総理府設置法は内閣総理大臣の所轄に属する機関を別記したに過ぎず、本会議の運営は専ら日本学術会議法によるものであるから、支障がないともいえる。しかし、学術会議本来の性質から見て妥当でないことはいうまでもないのみならず、かような法律が制定されると将来種々の不都合がないとも限らない。ESSのケリー博士（代理）もこの点を憂慮している。

（ニ） 結局総理大臣の所轄に属するものをすべて総理府設置法の中に指示しなければならないとすれば、「日本学術会議事務局」だけを附属機関として掲げておくのがよいと思う。理想をいえば、これもあまりよくはないが、予算の全部を国庫から支出され、事務局職員が総理府の職員である今日の状態では、この位はやむを得ないかもしれない。

（右の説明により、運営審議会はこれを諒承し、会長において総理府設置法案の修正に努力する

【第一部会協議②別添資料2】

こととなった) (日本学術会議運営審議会 (第六回) 記録 (昭和二十四年四月二十五日) (4-5)

③ 第三回総会 (昭和 24 年 4 月 26-28 日) における第六委員会報告

「後で我妻副会長から総理府設置法案の中における日本学術会議の取り扱いについて、「総理府の附属機関としてあるが、それは日本学術会議の性格と合わない」とて当局と折衝した経緯についても報告し、また「事務局は、これを附属機関とすることは差支えなからう」と説明。」(運営審議会綴中の『日本学術会議第三回総会議事要録』、11-12 頁)

※法成立後の第 4 回総会における本件の議論については未調査

IV. 以上から暫定的に導かれる仮説

- 1) 日本学術会議が国の機関であり会員が特別職公務員であることについては、学士院・学術振興会との並立とともに、学術研究会議以来の制度上の経路依存性を踏まえた検討が必要である。
- 2) 学術体制刷新委員会及び初期の学術会議は、学術の独立性という観点から、「国の機関」としての性格と「学者の自律的団体」としての性格という二面に配慮して、独立性が担保されるための制度的保障を探究していた。法と規則との並列、事務局のみの官制への組み込みなどの考え方にそうしたことを確認できる。
- 3) ただし、公共性が国家に一元的に回収される傾向のある日本社会のなかであって、アカデミアにおいても「学者の自律的団体」としての性格をより真剣に追求するだけの準備が微弱であり、学術会議の制度的建て付けに関する議論に脆弱さがあったことは否めない。
- 4) 国会議員の兼職問題で顕在化した学術会議会員の特別職公務員身分問題について、学術会議側は、人事院側や国会議員等との話し合いも踏まえて、特別職国家公務員ではないという考え方を原則として政府等との折衝を重ねていた。
- 5) 公務員でないとの学術会議側の主張は、国会議員の兼職問題にとどまらぬ学術会議の基本的性格に関わる重大問題として認識されていた。
- 6) 官房長官から人事院総裁への正式の照会は昭和 24 年 3 月 19 日、回答は 3 月 26 日である。それ以前の第一回総会から学術会議側の取り組みは進んでおり、また人事院等との折衝も行われていたことから、すでに政府における調整が済んだ時点で正式の照会がなされたと解される。会員選挙結果が出て、国会議員が会員に当選した時点ですでな問題化していたのであろう。

【第一部会協議②別添資料2】

- 7) 人事院回答において「国の機関」とであると判定されており、それ以前には学会議の組織体としての性格については明確に定まっていなかったものと推測される。
- 8) 第六委員会における我妻副会長の発言「日本学会議をつくる法律をつくるときから既に日本学会議の性格が問題になりまして、一方独立して任務を行うと言っているが、しかし内閣の所管であり、かつ国家の金で働いているというので、関係方面の方々にはちょっと性格が了解できないものであったらしい。しかし日本の現状からこういうことが必要だということで了解を得ました。」からは、「国の機関」としての学会議の性格上の曖昧さが窺われる一方、総理府設置法において「附属機関」とは異なる「機関」として位置付けることにより、その独自の性格をある程度尊重する姿勢が示されたものと思われる。
- 9) その際、当初は人事院の考えや対応が前面に出ていたが、会長等の発言を通じて次第に政治的判断が介在した可能性も推察されるようになっている。
- 10) 特別職給与法あるいは総理府設置法などを通じて、特別職国家公務員としての身分および国の機関としての性格が既成事実として構築されていくなかで、学会議側の姿勢にも微妙な変化が生じている。それは、とりわけ我妻副会長と羽仁会員（参議院議員）との見解の差異などに確認できる。
- 11) 同時に、こうした既成事実化と並行して、人事院規則 14-7 による公務員の政治活動の制約、団体等規制令の学術団体への適用可能性など、学問の自由に関わる懸念がさまざまに生じており、会員の身分問題がこれらと関連づけて理解されていたことには留意が必要である。
- 12) こうした経緯を勘案した際に、国の機関としての位置づけおよび特別職公務員としての身分が学会議側の意向を押し切る形で既成事実化され、それに従って、すでに 70 年余にわたって国の機関であることを前提として日本学会議の活動が進められたこと、そのもとで学術体制の「生態系」が構築されてきたこと考慮すべきである。
- 13) したがって政府側は、現時点において草創期に政府が前提とした考え方からどのような変化があったのかを説明する責任を負っている。

※以上は、ごく部分的な史料調査に基づく「仮説」の提示であって、日本学会議のあり方を抜本的に検討する際には、ここに提示したことを手がかりとして本格的な調査が必須である。